

第3編 風水害等応急対策計画

第1章 情報計画

項目	実施担当
第1節 気象情報等の伝達計画	関係各部班
第2節 被害情報等の収集計画	関係各部班
第3節 災害通信計画	総合調整部本部班、消防部警防班
第4節 災害広報計画	総合調整部広報班・総務班、衛生救護部市民生活班

第1節 気象情報等の伝達計画

実施担当	関係各部班
計画方針	・本計画により気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、高潮、波浪、洪水及び水防に関する警報等の周知徹底を図る。

1. 注意報及び警報（津波に関するものを除く）

（1）注意報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表1のとおりである。

（2）警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表2のとおりである。

（3）特別警報

特別警報は、平成25年8月30日より運用開始されたもので、その対象とする災害は「伊勢湾台風」の高潮や紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風12号」の豪雨等が該当する。

なお、特別警報は、県域を単位として、気象庁または大阪管区気象台から発表されるとともに、該当する県に対し通知される。

(4) 注意報・警報の切り替え又は解除

注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、標題や内容の一部又は全部を変更して新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に無効となり、新たな注意報・警報に切り替えられる。

なお、災害のおそれがなくなったとき、これらは解除される。

※ 和歌山地方気象台が注意報・警報を細分して発表する場合、本市は一次細分では和歌山県北部、市町村等をまとめた地域では和歌山県紀中に含まれる。

【資料2 気象注意報・警報の発表基準】

2. 火災警報

ア. 消防法第22条に基づき和歌山地方気象台が、気象の条件から火災の予防上危険であると認めるとき知事に火災気象通報を通報するもので、その基準は次のとおりである。

火災気象通報を受けた知事は市長に伝達する。

(ア) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が35%となり、最大風速が8m/s（和歌山地方気象台10m/s）以上の風が吹くと予想されるとき。

(イ) 平均風速が12m/s（和歌山地方気象台15m/s）以上の風が、1時間以上連続して吹くと予想されるとき。

ただし、降雨や降雪が予想される場合は、通報しないこともある。

イ. 知事から通報を受けた市長は、気象の条件が火災の予防上危険と認められるとき、消防法第22条第3項に基づき火災警報を発表することができる。

3. 土砂災害警戒情報

和歌山地方気象台と和歌山県が共同で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害の危険が高まった際、市町村単位で土砂災害警戒情報を作成・発表する。

この土砂災害警戒情報を受けた市長は、防災活動や住民への避難指示等の災害応急対応を適切に行う。

4. 土砂災害緊急情報

国土交通大臣又は知事から土砂災害防止法に基づく緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報が通知された際には、市長は避難のための立退きの指示等の対応を適切に行う。

5. 水防警報

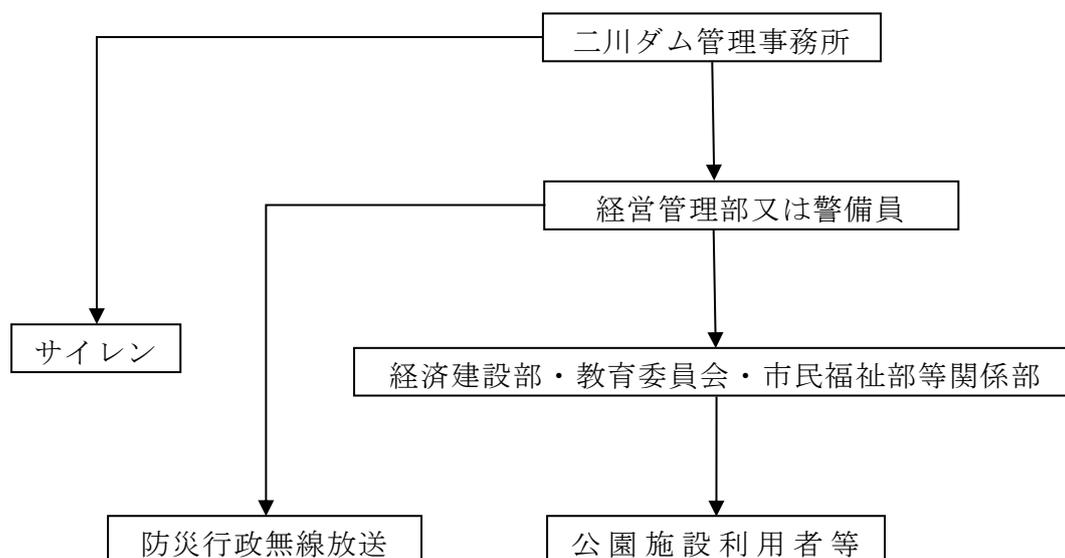
水防警報とは水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川について、洪水による災害の発生が予想される場合において発表するもので、知事の指定する有田川については、有田振興局建設部長が現地の雨量、河川水位等の状況を判断し、又は水防本部長の指令に基づいて、知事が行う水防警報の伝達経路により速やかに通報する。

有田川においては、急峻な支流が多く、水位が急に上昇することがあり、また、二川ダムからの放流があることから、ふるさとの川総合公園等の堤外施設においては、必要に応じ避難誘導等の措置に留意する。

なお、二川ダム放流にかかるサイレンの吹鳴方法は次のとおりであり、また、伝達系統は次のとおりとする。

■サイレン信号

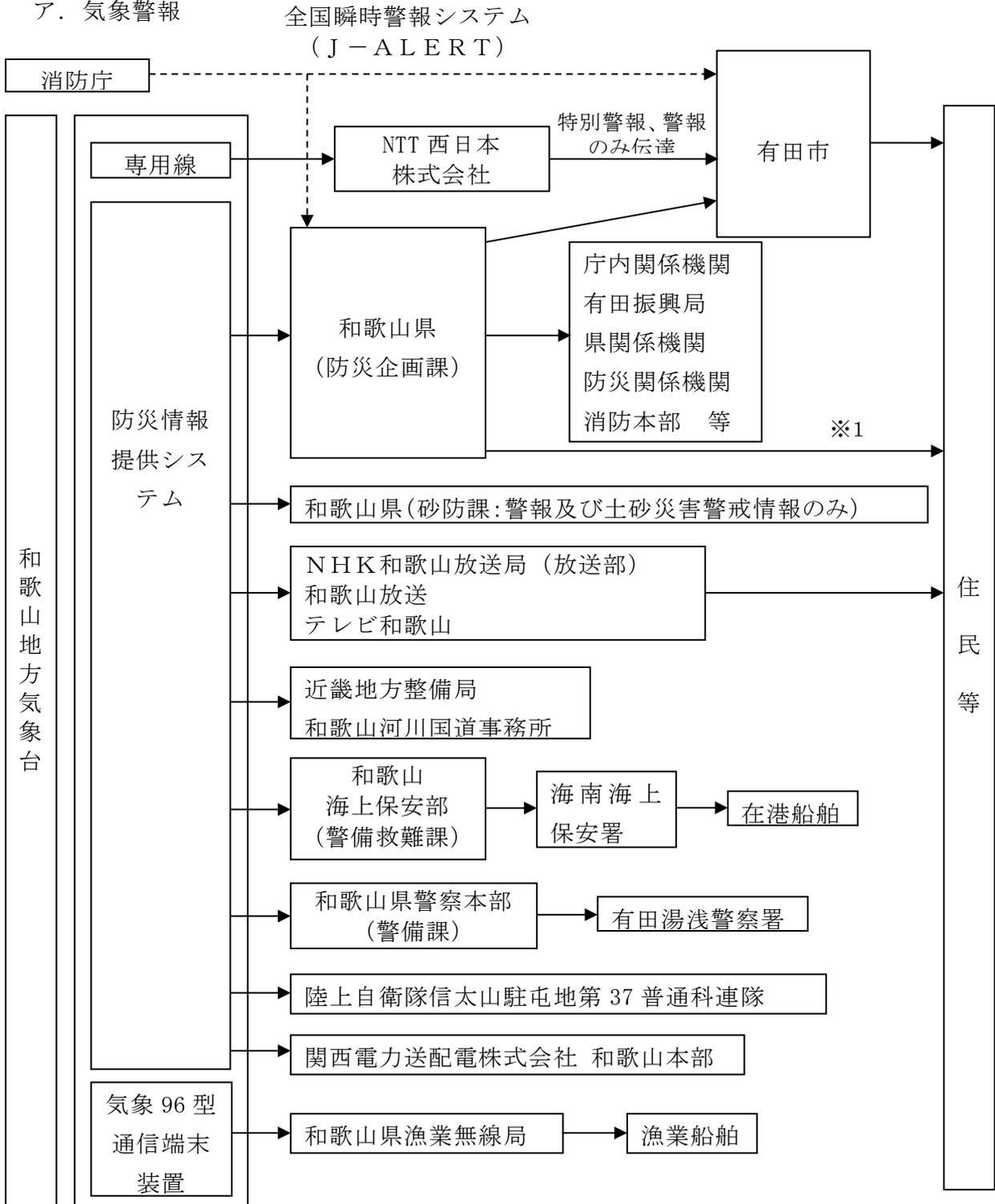
60 秒	10 秒	60 秒	10 秒	60 秒	
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	計 3 分 20 秒



6. 気象情報の伝達（津波関係は「震災対策関係」、火災関係は「消防計画」）

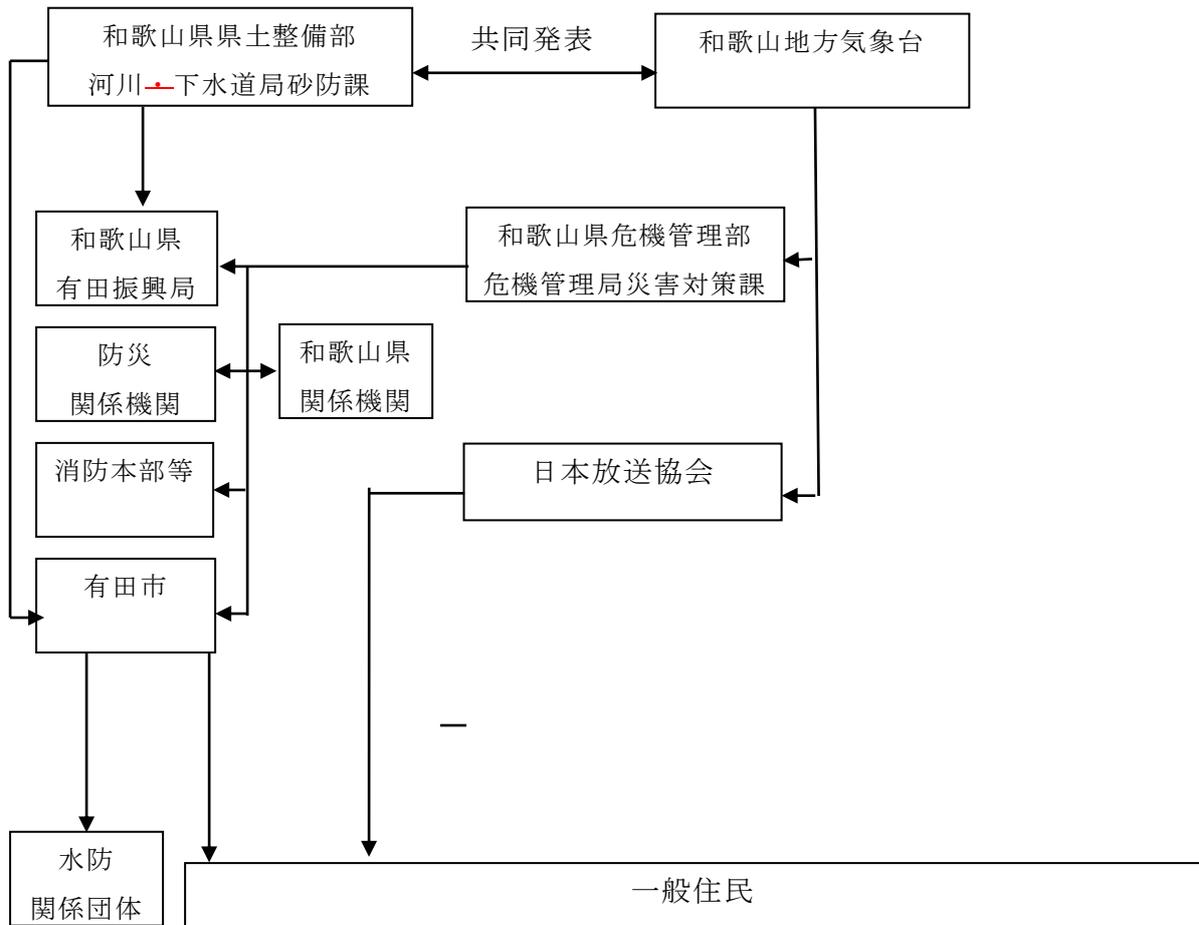
(1) 伝達の経路

ア. 気象警報



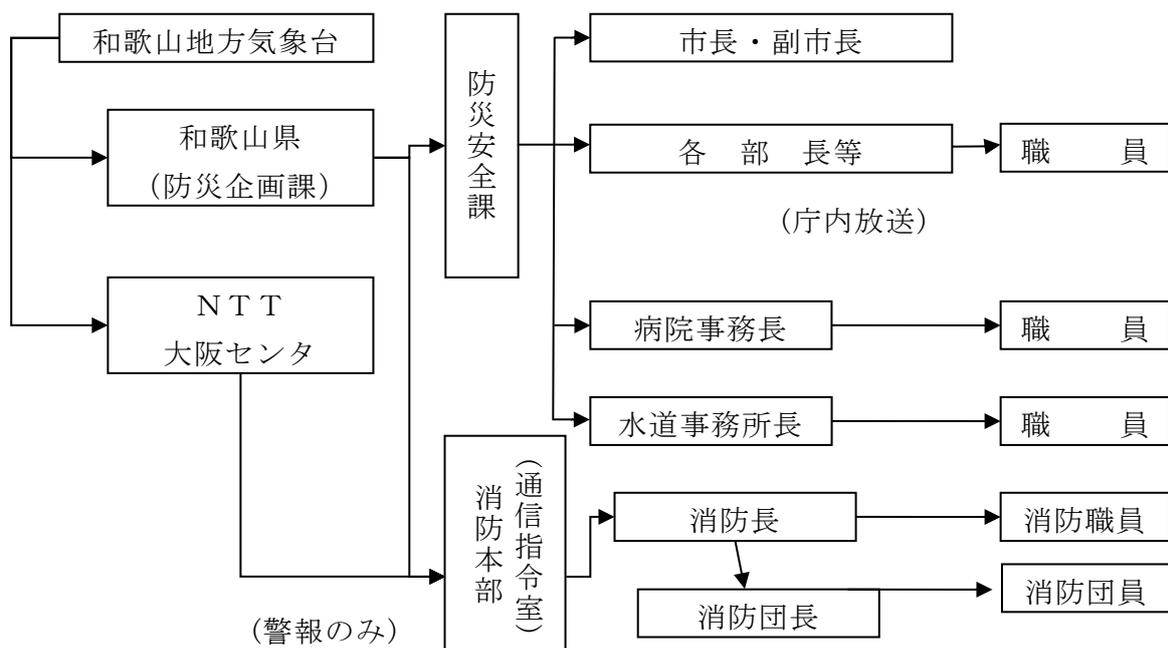
※1 は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メールにより伝達する。(エリアメール・緊急速報メールは、土砂災害緊急情報、指定河川洪水警報で緊急を要する時。)

イ. 土砂災害警戒情報伝達経路



(2) 伝達の組織

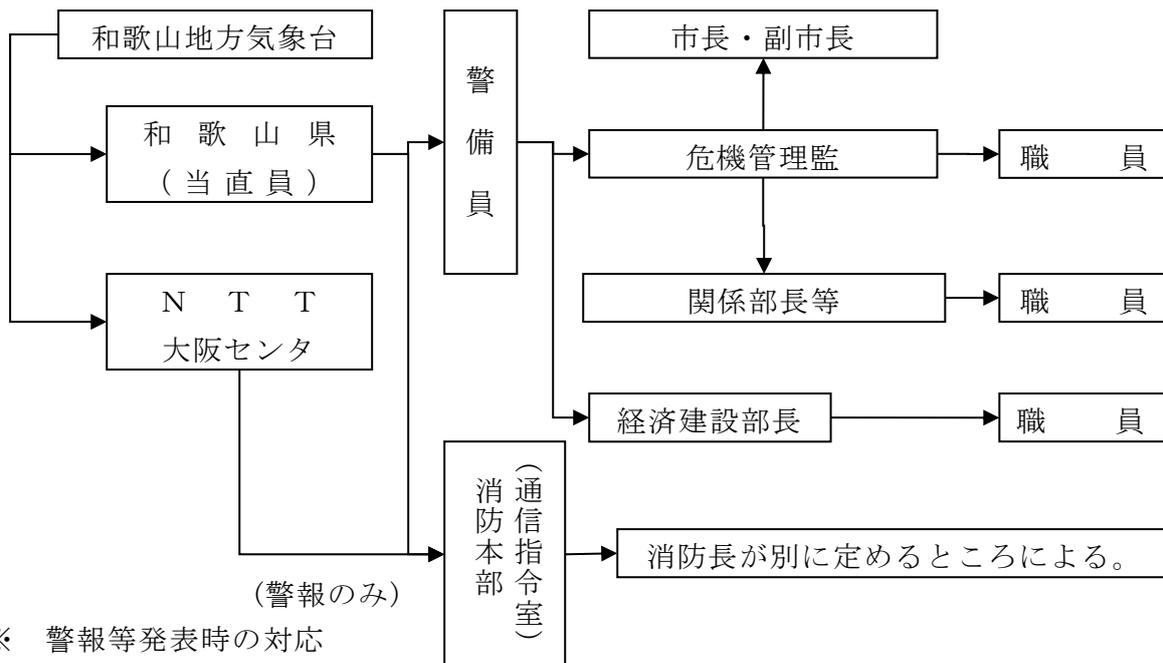
ア. 勤務時間内



※警報発表時の対応

- ◎ 防災安全課長は、警報等の受領・伝達その他の処理に関する取扱責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。
- ◎ 警報の通報を受けた部課長は、警報の内容に応じて職員に適切な指示を与え災害に対処するとともに、防災行政無線放送等により市民・学校・関係機関等に対して必要な事項を周知させ、その徹底を図る。

イ. 勤務時間外



※ 警報等発表時の対応

- ◎ 警備員は当直中、気象情報（注意報・警報）の通報を受信したときは、直ちに危機管理監及び経済建設部長に連絡し、指示をあおぐこと。
- ◎ 連絡を受けた当該関係部長等は、あらかじめ定めている措置を速やかに講じなければならない。
- ◎ 防災行政無線放送を通じ周知した警報にかかる解除通報を受信したときは、同様の手段でこの旨周知すること。
 ただし、解除通報の受信が午前0時以降のときは、当日午前6時以後、放送すること。

7. 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象（竜巻・異常潮位等、気象・水象・地象に関する異常な現象）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

（1）発見者の通報

異常現象を発見したものは、直ちに市（経営管理部防災安全課）、警察又は海上保安署に通報すること。

（2）警察官・海上保安官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長（経営管理部防災安全課）及び警察署長に、消防吏員又は海上保安官は市長（経営管理部防災安全課）及び各所属本部長に通報すること。

（3）市長（経営管理部防災安全課）の通報

通報を受けた市長（経営管理部防災安全課）は、速やかに和歌山地方気象台、災害の予想される隣接の市町長並びに和歌山県の関係課に通報する。

（4）周知徹底

異常現象を発見し、あるいは通報を受けたとき、市長は、その現象によって被災が予想される地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第2節 被害情報等の収集計画

実施担当	関係各部署
計画方針	・災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、本計画により被害情報をはじめとする各種災害情報を速やかに把握する。

1. 被害調査

各部の所管に属する事項についての被害状況及び公共施設等の被害状況の調査報告は、それぞれの関係部において適宜行うものとするが、特に人的被害及び住居被害の調査については、地区自治会長の協力のもと、あらかじめ市長が任命している災害調査員をもって情報収集を実施する。

また、職員は被害の規模を推定するための関連情報を速やかに収集し、上司に通報する。

なお、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報についても積極的に収集するよう努める。

【様式5 被害状況報告】

2. 災害調査員の任務

ア. 市域の被害状況を的確に把握するため、災害調査員は経営管理部の指揮のもと、あらかじめ指定されている地区の調査を行い、調査結果を経営管理部長に報告する。

なお、本部設置前及び設置しない場合にあっても、本部事務分掌に準じる。

イ. 経営管理部総務班は、各担当地区の被害が甚大で調査員が不足する場合は、要員に余裕のある他部に応援を依頼し、適宜任命し派遣する。

ウ. 災害調査員は、次の様式による報告書を作成する。

(ア) 被害状況調査表 【様式1】

(イ) 罹災者名簿（人的調査表） 【様式2】

(ウ) 被害状況集計表 【様式3】

3. 被害状況の収集報告

ア. 被害状況の収集を迅速に行うため、総務部総務班は、適当な時期に災害調査員による調査を行い、災害対策の時期が失することのないようにしなければならない。

なお、本部設置前及び設置しない場合にあっても、本部事務分掌に準じ総務部

総務班が指揮する。

イ. 部長等は、それぞれ所管の公共施設等の被害状況を調査し、総務部総務班に報告する。

なお、本部設置前及び設置しない場合にあっても、本部事務分掌に準じ総務部総務班に報告する。

ウ. 被害状況の集計は、総務部総務班が行い本部長に報告する。

なお、本部設置前及び設置しない場合にあっても、集計作業は本部事務分掌に準じて総務部総務班が行い、市長に報告する。

エ. 被害状況の収集にあたっては、消防本部及び警察署とも十分連絡をとる。

4. 和歌山県への被害状況の報告

(1) 報告基準

ア. 災害救助法の適用基準に該当する場合。

イ. 災害対策本部を設置した場合。

ウ. 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する場合。

エ. 災害による被害は、当初は軽微であっても今後上記ア～ウの要件に該当する災害に発展するおそれのある場合。

オ. その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められる場合。

(2) 被害報告の種類

ア. 災害即報

被害状況即報及び災害概況即報 【様式4 (その1・その2)】

イ. 被害状況報告

被害状況報告 【様式5 (附表1～6)】

(3) 災害即報及び被害状況報告要領

ア. 災害即報

(ア) 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとし、災害即報系統図のとおり県を通じて国に報告する。

(イ) 報告すべき災害の発生を覚知したときは、可能な限り早く、わかる範囲でその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。

(ウ) 報告に当たっては、総合防災システム、地域衛星通信ネットワークシステム、加入電話、ファクシミリ等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現

時を明らかにする。

イ. 被害状況報告

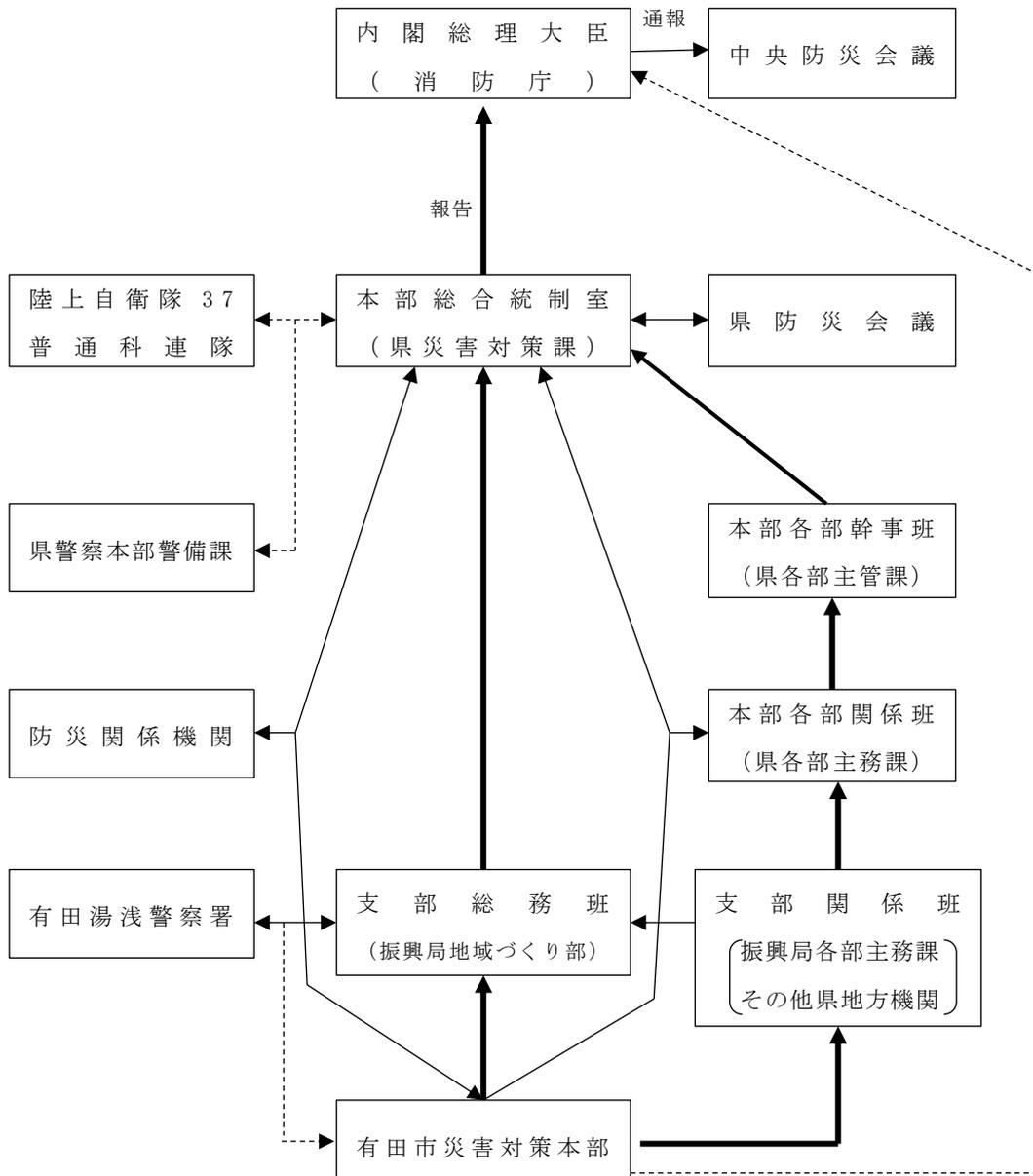
(ア) 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となるものであり、状況に応じて概況・中間・確定報告と段階的に行う。

(イ) 災害の被害状況及びこれに対してとられた措置の報告は、災害の発生及びその経過に応じて逐次行うものとし、当該災害に対する応急措置が完了した後20日以内に最終の報告を行う。

- ※ 県との通信途絶等により報告できない場合、消防庁に直接報告する。
- ※ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

消防庁連絡先	<ul style="list-style-type: none">・ N T T 回線 電話：03-5253-7777 FAX：03-5253-7553・ 地域衛星通信ネットワーク（県防災電話） （通常時） 電話：7-048-500-90-49013 FAX：7-048-500-49033 （夜間・休日）（消防庁宿直室） 電話：7-048-500-90-49102 FAX：7-048-500-49036
--------	---

■災害即報系統図



(注) ア. 市が、通信途絶により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣(消防庁)に直接報告する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対して行う。

イ. 市は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁に対し報告する。

ウ. 市は、支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告する。

エ. 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

オ. 点線は、連絡調整をする関係機関である。

【資料 56 災害即報基準】

第3節 災害通信計画

実施担当	総合調整部本部班、消防部警防班
計画方針	・災害情報の収集並びに応急対策の指示伝達等、災害時における通信連絡は、本計画による。

1. 通信連絡

防災関係機関における災害時の通信連絡は、有線電話・県防災電話等のうち、最も迅速な方法で実施する。

なお、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第57条）

（1）電 話

【資料 21 防災関係機関連絡先一覧表】

（2）無線通信の利用

ア．消防無線の利用

消防本部に設置している消防用無線を活用して、早急かつ正確に市域内の情報及び災害活動の指示等の連絡体制の確保を図る。

イ．非常通信の利用

災害時において、有線電話の利用が不能又は著しく困難な場合は、電波法第52条及び第74条の規定に基づき、人命の救助・災害の救援・被害状況の報告・秩序の維持等のため、他の機関に無線通信を依頼し通信の確保を図る。

【資料 45 非常通信経路】

（3）地区情報連絡

各地区住民は、災害を発見したときは、直ちに市又は当該地区自治会長に連絡する。

（4）災害時優先電話の指定

災害時に被害情報等の通信に使用する災害時優先電話を事前に登録しており、必要に応じて利用し重要通信の確保を図る。

災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限するとともに、災害時優先電話に連絡責任者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

【資料 23 災害時優先電話一覧表】

(5) 災害用伝言ダイヤルの運用

NTTでは、災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため災害時の伝言ダイヤルを運用する。

市は、市民に対し、災害時伝言ダイヤルの利用を周知し、電話回線輻輳の回避に努める。

録音：171+1+被災者の電話番号+伝言内容

再生：171+2+被災者の電話番号

※提供開始：震度6弱以上の地震発生時、及び地震・噴火等大規模災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況となった場合。

(6) 災害用伝言板の運用

各通信事業者は、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を運用する。

市は、市民に対し、災害用伝言板の利用を周知し、電話回線輻輳の回避に努める。

第4節 災害広報計画

実施担当	総合調整部広報班・総務班、衛生救護部市民生活班
計画方針	・災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、市民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、人心の安定並びに被害の拡大防止を図るため、迅速・適切な広報活動を行う。

1. 広報資料の収集

広報資料収集にあたっては、次のことに努める。

- ア. 広報班に写真担当を置き、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- イ. 災害対策本部各班又は、現地災害対策本部で撮影した被害現場写真を収集する。
- ウ. 災害対策本部各班は、市民に広報資料の提供を積極的に行う。

2. 広報事項

災害時における広報活動は、総合調整部広報班が行い、広報を必要とする事項は簡潔にして要領を得たものとするよう留意し、おおむね次の事項について広報する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、特に要配慮者に配慮する。

- ア. 被害の状況
- イ. 気象予警報に関する情報
- ウ. 二次災害に関する情報
- エ. 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の状況
- オ. 医療救護所及び避難所の開設状況
- カ. 被災者の安否に関する情報
- キ. 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- ク. ライフラインの被害及び復旧見通し状況
- ケ. 主要道路状況
- コ. 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- サ. 市民心得等民心の安定及び社会秩序のための必要事項
- シ. その他生活情報等必要と認める情報

3. 広報の方法

市民に対する広報手段は、状況に応じ、次の方法により実施する。

- ア. 防災行政無線（個別受信機を含む。）による広報
- イ. 消防部（広報車等）による巡回広報
- ウ. 自治会等の組織による広報
- エ. チラシ・ポスター・広報紙等による広報
- オ. ラジオ・テレビ・新聞等報道機関の協力による広報
- カ. 市ホームページ、防災アプリ、あんぜん情報 24 時、エリアメール、メール配信サービスによる広報

4. 報道機関への発表

災害対策本部は、必要に応じ記者クラブに対し、災害対策状況及び被害状況等について発表する。

- ※ 報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として総合調整部広報班を通じて行う。
- ※ 報道機関等に対する報道要請は、原則として県を通じて行う。

5. 広報事項の記録

- ア. 総合調整部広報班は、必要に応じ災害現場における現地取材を行い、被災写真を撮影して写真の収集を行う。
- イ. 広報を行った事項はすべて記録し、災害対策本部へ報告する。

6. 広聴活動

総合調整部広報班は、災害後の市民意識や市民ニーズを把握し、市民生活の不安の解消を図るため、災害状況が鎮静化し始めた段階で、速やかに広聴体制の確立を図り、広聴活動を実施する。

- ア. 被災住民の生活上の不安を解消するため、国、県、関係機関、関係団体により合同の相談窓口を設置する。
なお、必要に応じて、庁舎ロビーに相談専用カウンターを設ける。
- イ. 市民からの災害に関する重要事項は、直ちに担当部課又は防災関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

ウ. 災害直後から、災害に伴う悪質商法の横行等、消費生活にかかる契約・解約等に関するトラブルの発生が予想されるため、消費生活相談にも対応する。

エ. 陳情や手紙などで寄せられた要望や苦情等は、関係部班又は関係機関へ照会や連絡を行い、適切に処理するとともに、その回答、処理状況も併せて時系列に記録を取る。

なお、照会や連絡については、電子メール等を活用する。

オ. 災害による深い悲しみ、恐れ、不安など、心理面における被災者の苦悩、悩みを和らげるために、対策を講じる。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談等が必要な場合は、専門機関を紹介する。

カ. 各部班は、市民からの電話による問合せが寄せられた場合は、庁舎4階の総務班（総務課）に転送するものとし、総務班はこれに対応する。

なお、総務班の電話対応は発災後3日間とし、以後は市民生活班（市民課）が対応する。

7. 安否情報の提供

総合調整部広報班は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者台帳等により、市が把握する情報に基づき回答することができるものとする。

1. 照会者が当該照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合
⇒照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2. 照会者が当該照会に係る被災者の親族（前号に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合
⇒照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3. 照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合
⇒照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

また、被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

第2章 消防計画

計画方針	・この計画は、火災等の発生防止及び火災・爆発、交通事故又は暴風・地震その他の異常な自然現象による災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、その鎮圧・被害の拡大防止に努め市民の生命・身体・財産を保護するための計画である。
------	---

本章の内容の詳細については、有田市消防計画を参照のこと。

第3章 水防計画

実施担当	総合調整部、経済建設部、消防部、水道部
計画方針	・本市の水防業務実施の円滑化を図るため必要な事項を定め、洪水又は高潮に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するための計画であり、細部については水防法第33条第1項に基づく有田市水防計画による。

本章の内容の詳細については、有田市水防計画を参照のこと。

1. 水防機関

本市においては、水防法第5条に定める水防団を設置せず、消防機関をもって水防事務を処理することを原則とし、水防活動のために必要あるときは、災害対策本部の関係各部を動員するものとする。

2. 水防体制への移行

本市における水防体制は、水防法第10条第3項又は、第11条第1項の定めるところにより洪水、津波及び高潮等の恐れがある旨の通報通知を受けたとき、又は暴風雨・大雨による被害が予想されるときから、その危険が去ったと認められるまでの間、水防体制に移行するものとする。

3. 水防本部の設置

市長は、災害の状況により、必要と認めた場合は、水防本部を設置する。

水防本部は、市役所内に設ける。ただし、災害の規模その他の状況により他の適当な場所に設置することがある。

水防本部を設置した場合、関係各部班は連絡員を本部に派遣し、命令受領、並びに事務連絡に従事する。

(1) 災害対策本部組織への移行

気象状況、災害状況より、本市全部課による災害応急対策の準備又は災害対策の実施の必要が生じた場合は、有田市防災会議条例及び有田市災害対策本部条例の定めるところにより災害対策本部を設置する。

その際は、水防本部体制は、速やかに災害対策本部体制に従うものとする。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

第4章 り災者救助保護計画

項目	実施担当
第1節 災害救助法の適用計画	総合調整部、衛生救護部
第2節 避難計画	総合調整部、衛生救護部、消防部、教育部
第3節 食糧供給計画	衛生救護部福祉班、経済建設部産業班、総合調整部本部班
第4節 給水計画	水道部
第5節 物資供給計画	衛生救護部福祉班、経済建設部産業班
第6節 住宅対策計画	経済建設部、総合調整部総務班
第7節 医療助産計画	衛生救護部救護・防疫班、市立病院
第8節 救出計画	消防部
第9節 障害物除去計画	経済建設部
第10節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画	総合調整部本部班、衛生救護部福祉班
第11節 捜索及び遺体収容等の計画	衛生救護部、市立病院、消防部
第12節 災害義援金品配分計画	総合調整部本部班、衛生救護部福祉班
第13節 り災証明書の発行計画	総合調整部総務班、衛生救護部福祉班、衛生救護部市民生活班、消防部総務班
第14節 その他のり災者保護計画	衛生救護部福祉班

第1節 災害救助法の適用計画

実施担当	総合調整部、衛生救護部
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるり災者の救助及び保護は、本計画による。 ・市長は、災害による被害が、内閣府令に定める災害救助法の適用基準に該当するときは、県知事に対して災害救助法の適用を申請する。

1. 適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基

本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

(2) 災害が発生した場合の適用条件等

救助は、県が市町村単位にその適用地域を指定して実施する。本市の被害が次の各号の一に該当する場合で、かつ被災者が救助を必要とする状態にあるとき災害救助法が適用される。

ア. 全壊・全焼・流失により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）が50世帯以上に達したとき。

イ. 被害世帯数がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上の場合であって、本市の被害世帯数25世帯以上に達したとき。

ウ. 被害世帯数が前各号の基準に該当しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯が5,000世帯に達したとき。

エ. 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）。

オ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当したとき。

（ア）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）被災者に対する食糧若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2. 住家の滅失世帯数の算定基準

住家が滅失した世帯（全壊・全焼・流失）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

3. 災害救助法の適用による救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別・地域・条件・その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

4. 災害救助法による救助の種類

- ア. 避難所の設置
- イ. 応急仮設住宅の供与
- ウ. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ. 被服・寝具・その他生活必需品の給与または貸与
- オ. 医療及び助産
- カ. 被災者の救出
- キ. 被災した住宅の応急修理
- ク. 学用品の給与
- ケ. 埋葬
- コ. 遺体の搜索
- サ. 遺体の処理
- シ. 障害物の除去

5. その他

災害救助法適用に至らない被害が発生した場合のり災救助保護については、そのつど市長が定める。

和歌山県独自の被災者生活再建支援制度の創設について（令和6年4月1日から）
和歌山県被災者生活再建支援金（資料48（2）参照）

第2節 避難計画

実施担当	総合調整部、衛生救護部、消防部、教育部
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに收容保護は、本計画による。 ・高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保、並びに必要と認める地域における屋内退避に関する措置の指示等の発令、基準及び伝達等について定める。

1. 実施者

避難の指示及び避難所の開設並びに收容保護は、次の者が行う。

なお、市長は、必要な場合には、气象台、河川管理者（県、国）等に対し、避難情報の発令に関する助言を求めることができる。

指示権者	区分	要件、指示等の内容	根拠法令等
市長	警戒レベル3 高齢者等 避難	災害により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動（避難支援者は支援行動、その他は避難準備）に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があるとき発令する。	災害対策 基本法 第56条
	警戒レベル4 避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき発令する。	災害対策 基本法 第60条
	警戒レベル5 緊急安全 確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ緊急を要すると認める場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。	災害対策 基本法 第60条

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

指示権者	区分	要件、指示等の内容	根拠法令等
知事	警戒レベル4 避難指示	災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施する。	災害対策 基本法 第60条
警察官	警戒レベル4 避難指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。	災害対策 基本法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官職務 執行法 第4条
海上 保安官	警戒レベル4 避難指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。	災害対策 基本法 第61条
知事、又はその命を受けた県の職員又は水防管理者	警戒レベル4 避難指示	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、立ち退くことを指示する。	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	警戒レベル4 避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、立ち退くべきことを指示する。	地すべり等 防止法 第25条
自衛官	警戒レベル4 避難指示	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、警察官職務執行法を準用する。	自衛隊法 第94条

2. 避難の方法等

(1) 避難情報の対象

ア. 対象地区

- ・河川が氾濫した場合に浸水が想定される地区
- ・土砂災害の危険が予想される地区
- ・その他避難を必要とする地区

イ. 対象者

- ・避難情報の対象者は、居住者、滞在者、通過者を含めて、避難対象地区内のすべての者を対象とする
- ・避難対象区域外の者であっても、被災の恐れのある場合は、自主的に避難を行う。

(2) 避難情報の発令を受けて住民がとるべき行動

区 分	状 況	住民がとるべき行動
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	高齢者等は危険な場所から避難する 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど行動を見直したり、避難の準備をしたり、自主的に避難する
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難する
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生または切迫	命の危険が迫っているため、直ちに安全確保する

(3) 避難情報の発令基準

ア. 水 害

避難情報発令の判断に当たっては、気象庁の防災情報提供システム、上流域の状況、和歌山地方气象台や有田振興局建設部の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

なお、夜間や早朝であっても避難指示等は躊躇なく発令する。

また、市民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する必要があることを周知しておく。

区 分	洪水予報指定河川（有田川洪水予報）
当該河川	有田川（対象量水標：金屋水位観測所・粟生水位観測所）
河川の性格	洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川

【資料 44 避難情報等発令基準】

イ. 土砂災害

【資料 44 避難情報等発令基準】

ウ. 高潮災害

【資料 44 避難情報等発令基準】

(4) 避難情報の伝達

避難情報の一般的伝達は、災害対策本部の広報活動によるが、事態に即応して防災行政無線放送その他の適切な伝達方法により迅速に住民に周知させる。

伝達内容は次のとおりである。

ア. 避難先

イ. 避難情報の内容

ウ. 注意事項

- ・火気を完全に始末すること。
- ・避難後の戸締り
- ・携帯品は限られた必要なものだけにする。
- ・服装は軽装のこと。

(5) 河川の洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達

水防法第 15 条第 1 項の規定による洪水浸水想定区域内及び土砂災害防止法第 2 条の規定による土砂災害警戒区域にある高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる次の施設に対しては、電話、FAX、メール等を用いて、警戒水位等の到達、高齢者等避難又は避難指示に関する情報を伝達する。

【資料 30 防災上の配慮を有するものが利用する施設一覧表】

(6) 避難方法

ア. 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により、縁故関係先又は指定緊急避難場所等に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。

イ. 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

(7) 県への報告

- ア. 市長は避難のための立退きを指示したときは、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- イ. 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに速やかに避難解除を県本部長に報告する。

3. 指定緊急避難場所

風水害からの避難は、洪水による浸水想定区域や土砂災害警戒区域より外の緊急避難場所などの安全な場所へ避難する立ち退き避難を基本とする。

ただし、屋外へ出るとかえって危険な場合などは、浸水や土砂流入の恐れのない建物内の安全な場所や上層階へ待避する屋内安全確保を行う。

なお、緊急避難場所への移動が困難であるが、近隣の建物などに自宅より安全性の高い場所・建物がある場合は、屋外の状況に注意しながら避難することも有効な手段である。

風水害の避難先である指定緊急避難場所（洪水、土砂災害）においては、避難時には大雨、暴風を伴うことから、基本的に屋内空間を位置づけるため、小中学校の屋内などの避難生活を送るための指定避難所と兼ねている箇所が多い。

【資料 33 指定緊急避難場所一覧表】

4. 指定避難所の設置

警報の解除、避難指示の解除などにより、地域や自宅付近の安全が確認された場合は、自宅へ帰宅する。

自宅が災害で被災して帰宅出来ない場合は、避難所や知人宅等へ避難する。

避難所は災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者に対し一時的に生活するための場所として設置する。

なお、発災後は、教育部（主担当）及び衛生救護部（副担当）が避難所の開設・運営にあたる。

(1) 収容対象者

- ア. 避難命令が発せられた場合、又は緊急避難の必要に迫られ住居を立退き避難した者
- イ. 住家が災害により全壊（全焼）・流失・半壊（半焼）・床上浸水（破壊消防による全、半壊を含む）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

(2) 指定避難所等の開設

災害の状況に応じて開設する指定避難所を決定する。

また、指定緊急避難場所として広域避難場所を、必要に応じて福祉避難所を開設する。

開設は、市の避難所担当職員が行うが、間に合わない等の際は、自主防災会、学校職員、その他市職員の順位により対応する。

また、学校は、体育館及びグラウンドを利用し、校舎は大規模災害等でやむを得ず利用する場合を除いて避難所利用は行わない。

なお、指定避難所等を開設した際は、防災行政無線等により、速やかに市民等に広報する。

【資料 32 指定避難所一覧表】

(3) 野外仮設の設営

避難所に収容することが不可能な場合又は避難所に収容しきれなくなった場合は、野外に収容施設を仮設し、又は天幕及びテントを設営する。

(4) 避難所設置の報告

避難所を設置するには、教育部長及び衛生救護部長は、避難施設の管理者と協議して避難所毎に責任者を定め避難所に配置して、その状況を連絡させるとともに、これを取りまとめ本部長に報告する。

本部長は、次の事項について直ちに県本部（総合統制室）に報告する。

- ア．避難所名・開設の日時・場所
- イ．箇所数及び収容人員（避難所別）
- ウ．開設期間

本部は、避難所開設状況を公表するものとする。

なお、各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として市職員）を定めておく。

(5) 避難者への対応

避難した者に対しては、所要の応急保護を行った後、縁故先のある者については、できる限り短期間に縁故先へ、その他の者については別途収容施設を考慮する。

(6) 開設（収容）期間

ア．避難所への収容、保護の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い避難所の収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整理縮小し、そのつどこの旨を県本部に報告する。

イ. 大災害の場合で、どうしても7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難な場合は、本部長は県本部長に開設期間の延長を要請するものとする。

県本部長は、延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に申請する。

期間延長申請は、次の事項を明示して行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 実施期間内により難い理由 ② 必要とする救助の実施期間 ③ 期間延長を必要とする地域・救助対象者数 ④ その他 |
|--|

(7) 避難所設置のための費用

災害救助法適用の場合の避難所設置及び収容のために要する経費として、国庫負担の対象となる経費は、おおむね次のとおりである。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳その他の資材の運搬等、避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーティション等に要する経費 なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等、直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金及び購入費
光熱水費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のために必要とする経費その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹼等）
福祉避難所	高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

(8) 避難所必要物品の確保

本部長は、避難所開設に伴う最小必要限度の用品を各避難所に備え付ける。
毎年用品の検討及び点検を行い増加、増量すること。

(9) 避難所の運営

ア. 避難所運営マニュアルを作成し、避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織とも連携して、円滑な運営に努める。

なお、福祉班の保育所職員は、避難所運営の応援・交代要員としての役割を担う。

イ. 自主防災組織等は避難所の運営に対し、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

ウ. 市は避難所の運営について管理責任者の権限を明確にする。

エ. 市は避難所を開設した場合は、すみやかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行う。

オ. 市は必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施する。

カ. 避難所に緊急事態が発生した場合は、上司に連絡し責任者において事態に即応した適切な措置を講ずる。

キ. 避難所内の衛生については、特に留意し必要な措置を講ずる。

ク. 給食・その他の物品の配分については、統制を保ちかつ公平に行うこと。

ケ. 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにすること。

コ. 責任者は、常に災害対策本部と連絡を密にし、その使命の完遂を図ること。

サ. 避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保するとともに、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。また、性的少数者の視点からも、男女共用のトイレの設置や更衣室、入浴施設は一人ずつ使える時間帯を設けるような配慮を行う。

シ. 市は避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。また、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、

ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

なお、平成26年9月1日付けで「和歌山県」と「和歌山県生活衛生団体協議会等」が大規模災害時に帰宅困難者や避難所において生活している被災者に対して、トイレの提供、入浴サービス、炊き出し、理容・美容サービス等の包括支援ができる旨の協定を締結している。必要が生じた場合は、市長からの依頼により、県が県生活衛生団体協議会等に対してサービスの提供を要請する。

- ス. 市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密制御など感染症対策を推進するものとする。
- セ. 市は、平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。
- ソ. 避難所を開設したときは、次の書類を整理して保管し、閉鎖後直ちに災害対策本部に提出すること。
 - (ア) 避難者名簿
 - (イ) 救助実施記録日計票 【様式6-0】
 - (ウ) 避難所用物品費受払簿 【様式12】
 - (エ) 避難所設置及び避難生活状況 【様式6-7】
 - (オ) 避難所設置に要した支払証拠書類
 - (カ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- タ. 市は避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。

5. 要配慮者への対応

災害発生時に、迅速な行動がとれない高齢者・病弱者・乳幼児・心身障害者及び日本語が不自由な外国人などの要配慮者の災害発生時の安全確保のため、社会福祉施設における防災訓練の実施、地域住民との日頃からの連携の強化を行う。

また、避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査、避難誘導、避難場所での生活必需品への配慮、食料の配慮（やわらかい食品等）、仮設住宅への収容、ソーシャルワーカー等の配置、継続的なこころのケア対策についても十分配慮する。

なお、市長（本部長）は、自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する施設のうち必要分を福祉避難所として開設する。

【資料35 福祉避難所一覧表】

第3節 食糧供給計画

実施担当	衛生救護部福祉班、経済建設部産業班、総合調整部本部班
計画方針	・災害時において、避難者・被災者及び応急対策要員等に対する応急的な炊き出し、その他必要な食糧の確保と供給は、県、隣接市町村、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という）、その他関係機関の協力のもとに行う。

1. 食糧の調達

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料等の調達は、事前に協定を締結した指定業者から食糧を調達し、不足する場合は市内の小売業者から購入する。

市の調達食糧で応急需要が賅われないときは、県知事に対して食糧の供給を要請する。

業者名	連絡方法	締結年月日
J Aありだ (ありだ農業協同組合)	電話：0737-53-2311（総務課） FAX：0737-52-5040（総務課）	平成21年11月13日

なお、大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合で、市単独に必要な米穀等が確保できない場合は、農林水産省「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県知事等に災害救助用米穀等の引渡しを要請する。

■食糧等の調達の目安

	災害発生	24時間	2日目	3日目	4日目以降
公的備蓄	■	■	■	■	■
流通在庫品	■	■	■	■	■
広域応援	■	■	■	■	■
救援物資	■	■	■	■	■
家庭内備蓄	■	■	■	■	■
炊き出し	■	■	■	■	■

2. 災害時における相互援助協定

災害時において、次の各自治体と相互援助協定に基づき食糧、飲料水及び生活必需物資等の供給を受ける。

自治体名	連絡方法	締結年月日
京都府向日市	電話 075-931-1111 FAX 075-922-6587	平成7年9月20日
奈良県桜井市	電話 0744-42-9111 FAX 0744-42-1747	平成7年11月1日
全国青年市長会	電話 0766-51-6611 FAX 0766-51-6646 事務局 富山県射水市	平成21年5月11日

3. 食糧の輸送

(1) 調達食糧

指定業者より調達する食糧は、当該業者が衛生救護部から指示された場所へ直送する。

(2) 備蓄食糧

備蓄食糧の融通に係る輸送は、総合調整部の協力のもとで、衛生救護部が準備する車両により実施する。

4. 食糧の供給

(1) 炊き出しその他による食糧品給与対象者

食糧品の給与対象者は以下のとおりであり、避難所は在宅避難者が必要な水や食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて、他の避難所被災者の理解を求める。

- ア. 避難所に収容された者
- イ. 住家が被災して炊事のできない者
- ウ. 宿泊施設の宿泊人及び一般家庭の来訪者

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、産業班が具材を調達・提供し、住民や奉仕団等の協力により避難所又はその他の適当な場所を選んで実施する。

その場合、本部長は責任者を選定する。

(3) 炊き出しの実施期間

災害発生の日から原則として7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内の現物支給をすることができる。

5. 食糧の配布

(1) 指定避難所での配布

食糧は、指定避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通して避難者へ配布する。

(2) 在宅避難者への配布

住居の被害で炊事ができない在宅避難者用の食糧は、当該地域の指定避難所へ必要数を配布する。

ただし、当該指定避難所が被災した在宅避難者は、隣接する指定避難所へ登録し、配布を受ける。

食糧の配布を希望する在宅避難者は、所定の指定避難所へ登録し、在宅避難者自らが指定避難所で受け取ることを原則とする。従って、指定避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者で、食糧の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食糧の配布を受ける。

また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣の住民やボランティア等が配布を支援する。

6. 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、優先して、また確実に配布されるようにするとともに、必要に応じて茶粥等食べやすい食糧の供給に努める。

また、食糧品の調達に際しては、被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳や食物アレルギー等に配慮した食糧調達の要否を確認の上、必要に応じて調達する。

7. 費用の準備

(1) 食品の給与

災害発生の日から原則として7日以内とする。

ただし、炊き出しと重複することはできない。

(2) 費用限度額

一人1日あたりの費用については、災害救助法に定められた基準額によるものとし、主食、副食、燃料、雑費一切の費用を含むものとする（大人と小人の区別なし）。

8. 書類の整備保管

炊き出しその他を給与した場合は、次の書類を整理して保管する。

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿 【様式16】
- ウ. 炊き出し給与状況 【様式6-9】
- エ. 炊き出しその他による食糧給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- オ. 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

9. 個人備蓄の推進

防災訓練等を通じて、市民に対して災害の危険性を認知させるとともに、最低1週間の食糧の備蓄など、家庭における災害対策の推進を図る。

第4節 給水計画

実施担当	水道部
計画方針	・災害時において、水道施設の破損又は原水の汚染等のため飲料水が得られない場合における応急給水活動は、本計画の定めるところによる。

1. 給水の実施

給水は水道部が実施する。

本部長は被害が甚大で本市のみでは困難であると認められる場合は、水道災害相互応援協定に基づき日本水道協会和歌山県支部に応援を要請する。

また、水道施設の応急対応や復旧工事において支援が必要な場合は、県が和歌山県管工事業協同組合連合会と締結している「災害時における水道施設復旧事業の応急対策への協力に関する協定書」（平成24年8月）に基づき、支援の協力要請を行う。

2. 補給水利の種別・所在・水量

水道施設の大部分が破損し利用できない場合は、次に掲げる取水場から取水して行う。また、受水池、配水池、貯水槽についても併用する。

名称	所在地	市役所からの距離	一日取水可能水量
新堂水源池	新 堂	0.7 k m	4,400 m ³
糸我水源池	糸我町西	4.2 k m	8,100 m ³
須谷水源池	宮原町須谷	5.3 k m	400 m ³
星尾水源池	星 尾	3.8 k m	800 m ³
下中島水源池	下 中 島	2.5 k m	8,300 m ³

名称	所在地	市役所からの距離	容 量
宮崎受水池	宮崎町	3.8 k m	1,000 m ³
矢櫃配水池	宮崎町	5.0 k m	500 m ³
宮原貯水槽	宮原町滝川原	5.0 k m	60 m ³
箕島貯水槽	箕島	0.5 k m	60 m ³

3. 給水の方法

給水量の目安は、以下のとおりとする。

■給水の目安

災害発生からの日数	一人あたり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法 の想定
3日目まで	3リットル	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽 給水車
4日目～ 10日目まで	3～20リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近 の仮設給水栓
11日目～ 20日目まで	20～100リットル	飲料、水洗トイレ、洗面、 風呂、シャワー、炊事等 （数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の 仮設給水栓
21日目～28日目 (完全復旧まで)	被災前給水量 (約250リットル)	ほぼ通常の生活	仮設配管から の各戸給水、 共用栓の設置

(1) 市民の備蓄飲料水

災害の発生直後は、市民は自らが備蓄する飲料水を飲用する。

(2) 運搬給水

ア. 被災地域の水道施設が破損して使用できない場合の給水は、緊急時応急給水拠点施設から取水して、給水車等で市内給水場所に浄水を運搬する。

イ. 飲料水が水道以外の井戸水、河川水等の場合は、ろ過浄水装置を確保し給水する。

ウ. 避難所等への給水として3リットル/人・日で3日分が必要となるが、さらに病院、福祉施設等への給水や地域防災拠点への補給分を勘案して、3リットル/人・日で7日分程度を確保する。

(3) 仮設給水栓からの給水

有和中学校及び旧宮原小学校の庭内に設置された耐震性貯水槽(飲料水兼用 60t×各1基)に仮設給水栓を設置し、地域住民に給水する。

なお、断水が長期間になると予想される場合には、早期に配水幹線・支線上にも仮設給水栓を設置する。

(4) 井戸の活用

清掃センターや小中学校の井戸を活用すると共に、民間の井戸等の利用が必要なときは、当該所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により、浄水器の使用や薬剤投入等による水質管理が必要であることから、事前に実施した調査結果により、飲料水として不適切な井戸については、生活用水として利用する。

(5) 他都市等からの応援給水

応援協定を締結する自治体や関係機関、自衛隊等からの応援による給水活動を実施する。

特に、海上自衛隊、海上保安庁からは、給水船、巡視船による海岸部からの応援を受ける。

なお、給水を受ける地域防災拠点や広域避難場所に、組み立て式貯水槽の備蓄を検討する。

4. 給水用器具等の保有状況

種別	管理	容量	数量
給水車	水道事務所	2,000ℓ	1台
給水車	水道事務所	1,500ℓ	1台
給水タンク	水道事務所	1,500ℓ	1基
給水タンク	水道事務所	1,000ℓ	4基
給水タンク	水道事務所	500ℓ	1基
給水タンク	水道事務所	250ℓ	1基
飲料水容器	水道事務所	20ℓ	500個
非常用飲料水袋	水道事務所	5ℓ	1,000枚

5. 災害救助法による基準

(1) 飲料水の給水期間

ア. 災害発生の日から7日以内とする。

ただし、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で期間を延長できる。

(2) 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

ア. ろ過器その他給水に必要な機械器具の借上費・修繕費及び燃料費

イ. 浄水用の薬品及び資材費

6. 県への報告

本計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに有田振興局健康福祉部を經由し、県災害対策本部生活衛生課へ報告する。

7. 書類の整備保管

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め次の帳簿等を作成し整理保管するものとする。

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿 【様式18】
- ウ. 飲料水の供給簿 【様式6-10】
- エ. 飲料水供給のための支払証拠書類

8. 個人備蓄の推進

防災訓練等を通じて、市民に対して災害の危険性を認知させるとともに、一週間の飲料水の備蓄等家庭における災害対策の推進を図る。

第5節 物資供給計画

実施担当	衛生救護部福祉班、経済建設部産業班
計画方針	・災害救助法によるり災者に対する被服・寝具・その他生活必需品等の給与又は貸与は、本計画による。

1. 対象者

災害により住家が全壊（焼）・流失・半壊（焼）又は床上浸水以上の被害をうけ、被服・寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2. 生活必需品等の範囲

- ①寝具 ②被服 ③炊事道具 ④食器 ⑤光熱材料 ⑥日用品
⑦身の回り品 ⑧その他

3. 調達方法

被服・寝具・その他生活必需品について、その耐用年数等を考えると多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達を原則とし、必要量が確保できないときは、知事に調達あっせんを依頼する。

ただし、緊急を要する最低限の物資については、次のとおり市において保有する。

種類	管理	枚数
毛布	市民福祉部	11,847枚
子ども用紙おむつ	市民福祉部	20,000枚
生理用品	市民福祉部	9,360枚

4. 供給の方法

世帯人員等を的確に把握したうえ、供給品目・数量等を明らかにして、自治会等の民間団体の協力を得て供給する。

5. 物資の輸送

(1) 調達物資

指定業者より調達する物資は、当該業者が衛生救護部から指示された場所へ直送する。

なお、防災関係の協働事業を締結している、ありだ農業協同組合とは、食糧の調達を始め、搬送車、集積場の提供・協力を得ることができる。

(2) 備蓄物資

備蓄物資の融通に係る輸送は、総合調整部の協力のもとで産業班が準備する車両により実施する。

(3) 物資輸送の代行

調達物資・備蓄物資等の輸送において、当該業者や産業班の車両手配が困難な場合等、市による対応が困難になった場合は、和歌山県トラック協会との「災害物資の輸送協定書」に基づき、代行輸送を依頼する。

6. 物資の配布

(1) 指定避難所での配布

物資は、指定避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通して避難者へ配布する。

なお、発災3日後から各避難所に弁当等食糧の配布等を行うため、市内外の民間業者との協定締結に努め、必要に応じて依頼し必要分を確保する。

(2) 在宅避難者への配布

在宅避難者用の物資は、当該地域の指定避難所へ必要数を配布する。

ただし、当該指定避難所が被災した在宅避難者は、隣接する指定避難所へ登録し、配布を受ける。

物資の配布を希望する在宅避難者は、所定の指定避難所へ登録し、在宅避難者自らが指定避難所で受け取ることを原則とする。従って、指定避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者で、物資の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の物資の配布を受ける。

また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣の住民やボランティア等が配布を支援する。

7. 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、高齢者や障害者、女性、乳幼児など、避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

市は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努める。

また、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。性的少数者の視点として生理用品や下着など周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮する。

なお、国は、被災地からの要請がないなかでも、広域の見地から被災市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えとともに、企業・団体からの大口の義援物資について、被災地のニーズに応じた物資とするよう、その内容のリストを報道機関等を通じて公表することとなっている。

市は、避難者ニーズの把握に基づき、必要とする物資の確保について、先行的に県に対し協力を要請する。

8. 災害救助法による基準

給与又は貸与の期間は災害発生の日から10日以内とする。

又、費用については、災害救助法の基準に基づく。

9. 書類の整備保管

物資を供給する場合は、給付段階毎にそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整理しなければならない。

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 物資受払簿 【様式19】
- ウ. 物資の給与状況 【様式6-11】
- エ. 物資購入関係支払証拠書類
- オ. 備蓄物資払出し証拠書類

10. 個人備蓄の推進

防災訓練等を通じて、市民に対して災害の危険性を認知させるとともに、生活必需品等の備蓄等家庭における災害対策の推進を図る。

11. 救援物資の受け入れ・供給

(1) 救援物資の要請

災害発生後、市内での調達・備蓄による飲料水、食料、物資では不足が生じると判断した場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ救援物資を要請する。

この場合、必要とする食料・物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。特に、マスコミ等への情報提供については十分留意する。

また、食料・物資が充足した時点で、要請の打ち切りについて、マスコミ等を通じて情報を提供する。

(2) 救援物資の受付

産業班は、救援物資の申し出を受けた時点で、受付時間、受付担当者名、内容、量、輸送手段、同行人員、出発時間、輸送先等を確認する。

原則、長期保存が困難な物は受け入れない。

以上の情報について、市災害対策本部は救援物資申出受付リストを作成し、救援物資受付を管理する。

(3) 救援物資の受入れ・集積・配送等

ア. 救援物資の受入れ・集積・配送

市災害対策本部は、救援物資を受け入れ、集積・配送するため、集積・配送拠点を開設する。

集積・配送拠点において、被災地のニーズに応じて救援物資を分配したうえで、避難所等へ搬送する。ただし、緊急を要する場合は、直接搬送も考慮する。

産業班は、職員を情報システム要員及び管理要員として派遣する。集積や仕分け作業は、協定業者への委託及びボランティアの協力による。

また、諸事情により受入れ、集積、配送等が困難な場合は、災害時における支援物資等の配送等に関する協定を締結している下記の民間業者に協力を要請する。

協定企業名	締結日
ヤマト運輸株式会社和歌山主管支店	R3. 6. 16
佐川急便株式会社京都支店	R4. 4. 20

イ. 物資集積場所

名称	所在地	電話
箕島高校（箕島校舎）	箕島 55	0737-83-2155
マツゲン有田球場	宮崎町 2497-2	0737-82-0701
有田市健康スポーツ公園	初島町浜 1665	-

上記集積場所のうち、被災していない場所1カ所に集中集積を行う。

ただし、救援物資が多量で1カ所で集積できない場合は、随時開設する。

また、上記集積場所がすべて被災した場合、一時的に市役所庁舎で管理する。

第6節 住宅対策計画

実施担当	経済建設部、総合調整部総務班
計画方針	・既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供および賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

1. 応急仮設住宅の供与

(1) 実施者

ア. 市は、既存市営住宅や民間賃貸住宅等の活用なども踏まえ、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画を作成し、実施する。実施が困難な場合は、県に実施を要請する。

イ. 災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与は県が実施し、状況に応じて県から委託を受けて市が実施する。

(2) 対象者

災害のため住家が全壊・全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力では住宅を得ることができない者。

(3) 応急住宅の種類

ア. 賃貸型応急住宅

イ. 建設型応急住宅

(4) 賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅の供与については、県が「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。また、民間賃貸住宅のあっせんについては、県が「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

(5) 建設型応急住宅の供与

災害救助法が適用された場合は、県が直接又は建設業者に請負わせ行うのを原則とするが、市に委任された場合は、建築基準法第85条の建築の緩和の告示後、請負工事又は市の直営工事により実施するものとする。

なお、県からの委任により市が実施する場合、県が一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」及び和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会と締結している「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づく協力を求めることができる。

(6) 設置場所

応急仮設住宅工事の建設場所の選定にあたっては、次の事項に留意して行う。

ア. 敷地は公有地を優先して選定する。

ただし、私有地の場合は、所有者と十分協議のうえ選定する。

イ. 敷地は飲料水が得易くかつ保健衛生上好適な場所を選定する。

ウ. 被災者が相当期間居住することとなるため、交通・教育・生業の利便等について考慮の上、選定する。

エ. 被災状況に応じてあらかじめ選定した複数の設置場所の中から決定する。

【資料37 仮設住宅建設予定地一覧表】

(7) 災害救助法に定める範囲

ア. 賃貸型応急住宅

規模並びに費用の限度	規模：世帯の人数に応じた建設型応急住宅で定める規模に準ずる。 限度額：地域の実情に応じた額。
建設期間	災害発生の日から速やかに提供。
供与期間	最長2年とする。

イ. 建設型応急住宅

規模並びに費用の限度	規模：応急救助の主旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 限度額：1戸 6,883,000円以内
建設期間	災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。
供与期間	工事完了した日から最長2年とする。
同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。	

(8) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は市長が知事から委託を受けて管理する。

- ア. 家賃は無料とする。
- イ. 維持修理は、入居者において負担する。
- ウ. 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。
- エ. 応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、県知事に写を提出する。

2. 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営む事が困難で、かつ自己の資力で応急修理が出来ない者、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半焼又は半壊した者に対して行う。

(2) 応急修理の基準

応急修理の基準は、基準は次のとおりとする。

規 模	居室・炊事場及び便所等日常生活に欠くことの出来ない部分で必要最小限度の部分
限度額	一世帯当たり 717,000 円以内
応急修理の期間	災害発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。

3. 書類の整備保管

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅を設置し、入居予定者が仮設住宅に入居したときは、次の書類を整理保管し、県知事に応急仮設住宅入居者台帳の写しを提出する。

- ア. 救助実施記録日計票 【様式 6-0】
- イ. 応急仮設住宅台帳 【様式 6-8】
- ウ. 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- エ. 応急仮設住宅使用貸借契約書
- オ. 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- カ. 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工・作業員等の出納簿、輸送費等の書類も整備すること。

(2) 応急修理

応急修理を実施したときは、次の書類を整理して保管する。

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 住宅応急修理記録簿 【様式6-16】
- ウ. 工事契約書、仕様書等
- エ. 応急修理支払証拠書類

4. 罹災者に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急に罹災住宅の復旧を図る。

ア. 災害復興住宅建設、補修資金の貸付

(ア) 申込みができる者

- ① 自然災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から次の書類の発行を受けた者

[建設及び新築・リ・ユース購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者。

※住宅が「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる。

[補修]

住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者

※被災した住宅の所有者が復旧を行わない場合には、被災住宅の借借人または居住者も申し込みをすることができる。

- ② 自身が居住するために住宅を建設、購入または補修する者

※被災者に貸すために建設、購入、補修する場合も対象になる。

(ただし、連帯保証人が必要となる。)

※年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額が次の基準を満たす者

年 収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

【総返済負担率の計算式】

すべての借入れの年間返済額の 1/12 ÷ 年収の 1/12 = 総返済負担率 (%)

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れをいう。

（注）総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

③日本国籍の者、外国人または法人

（イ）申込受付期間

災害の終息した日から2年間。

なお、申込受付期間は、個々の災害によって異なる。

（注）災害の終息した日は、住宅金融支援機構が災害の状況を考慮して決定する。

（ウ）融資を受けることができる住宅

①共通

a. 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。

b. 建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建てまたは連続建てであること。

c. 敷地の権利が転貸借でないこと。

*175㎡よりも大きな住宅が被害にあったときは、その広さまでの住宅を建設・購入またはリフォームできる。

②建設

1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。

③新築購入

a. 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅。

b. 申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、または竣工予定の住宅。

c. 一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。

④リ・ユース購入

a. 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅。

b. マンション以外の場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。

⑤補修

a. 補修の場合は、共通の条件のみ。

（エ）融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。（10万円以上で10万円単位）

なお、融資限度額は、次の①～③の合計額である。

①基本融資額（必ず利用すること）

構造・種別	建設資金 新築購入資金	リ・ユース 購入資金	構造・種別	補修資金
耐火・準耐火 木造（耐久性）	1,460万円	1,160万円 (1,460万円)	耐火・準耐火	640万円
			木造	590万円
木造（一般）	1,400万円	950万円		

※（ ）内はリ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンションの場合の
融資額

②土地融資額

融資・種別	建設資金	新築購入資金 リ・ユース購入資 金	補修資金
土地取得資金	970万円	970万円	—
整地資金	380万円	—	380万円
引方移転資金	—	—	380万円

*建設資金について、土地取得資金は土地が流失した場合などに限り利用できる。

*土地取得費は、賃借権の場合は580万円、保証金により取得した定期借地権の場合は380万円（一定の要件あり）となる。

*整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合などに利用できる。

*引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で380万円が限度となる。

③特例加算額（補修資金の場合は利用できない）

450万円

④貸付利率

最寄りの住宅金融支援機構に問い合わせる。

⑤返済期間

最長返済期間は、次のaまたはbのいずれか短い年数になる。

a. 住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】（10年以上1年単位で設定）

耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年
木造（一般）	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【リ・ユース購入資金】(10年以上1年単位で設定)

リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35年
リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【補修資金】20年(1年単位で設定)

※返済期間内で融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる。

(返済期間は延長されない。)

b. 年齢による最長返済期間

「80歳」－「申込本人の申込時の年齢(1歳未満切り上げ)」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

⑥返済方法

元金均等返済(+ボーナス併用払い)

元利均等返済(+ボーナス併用払い)

(オ) 貸付の手続き

①融資を希望するものは、建設にあつては、災害復興住宅に関する認定書用紙の交付を受け[交付場所: 県建築住宅課及び有田振興局]、必要事項を記入の上、県建築住宅課及び有田興局に提出して、家屋の被害率の認定(災害復興住宅に関する認定)を受けること。

また、補修にあつては、市の発行する罹災証明を受けること。

②認定を受けた後、最寄りの公庫の業務受託金融機関に申込書を提出する。

第7節 医療助産計画

実施担当	衛生救護部救護・防疫班、市立病院
計画方針	・災害時における緊急医療並びに災害のため医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合における医療及び助産の実施は本計画による。

1. 実施責任者

り災者に対する医療及び助産については本部長の責任において実施する。
ただし、災害救助法が適用された場合は原則として県知事が行い、委任されたものについては本部長が実施する。

2. 災害時の措置

(1) 有田市立病院の対応

原則として、市立病院に搬送されてくる負傷者の医療活動を行う。

ただし、災害規模等により必要があると本部長が指示したときは、避難所及び被災現地に出動する。

また、事故等による大規模災害が発生した場合、災害派遣医療チーム和歌山DMA T指定病院として、知事の派遣要請に応じ、被災地へ迅速に駆けつけ、救急医療を行う。

(2) 医療救護協定に基づく医療

本部長は、災害の規模等により災害時の医療救護について「災害時の医療救護についての協定書」に基づき、有田市医師会に要請し、り災者に対する医療及び助産を行う。

有田市医師会は、市から医療救護の派遣要請を受け、派遣が可能と判断した場合には速やかに班を編成し、要請された場所に派遣を行う。

派遣場所は、避難所・避難場所、救護所又は有田市立病院において医療救護を行う。

(3) 救護所の設置

被災地において、医療機関が被災して他の医療機関が遠隔の場合は、避難所となる各小中学校及び公共施設等において、被災状況等を踏まえて選定し設置する。

なお、救護所において、看護職が必要となった場合は、医療チーム派遣等を検討し、県に要請する。

(4) 医薬品等の調達

医療・助産救護の活動に必要な医薬品・医療資機材については、市立病院が携行するもののほか本部が調達するものとし、調達困難な場合は和歌山県に調達あっせんを要請する。

特に、救護所等で使用するトリアージタグは、不足することがないように十分に準備するが、不足する場合は速やかに県その他関係機関に要請する。

3. 医療に要する費用

災害救助法適用の場合、費用の限度額及び期間は、次のとおりである。

(1) 医療

対 象	医療の途を失った者
限度額	① 市立病院：使用した薬剤・治療材料・医療器具破損等の実費 ② 病院又は診療所：社会保険診療報酬の額以内 ③ 施術者：協定料金の額以内
期 間	災害発生日から14日以内 (内閣総理大臣の承認により期間延長あり)

(2) 助産

対 象	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者
限度額	① 市立病院等：使用した衛生材料等の実費 ② 助産師：慣行料金の8割以内の額
期 間	分べんした日から7日以内 (内閣総理大臣の承認により期間延長あり)

4. 書類の整備保管

医療及び助産を実施した場合、次の書類を整備して保管する。

(1) 医療

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 医薬品、衛生材料使用簿 【様式13】
- ウ. 医療活動状況 【様式6-12】

エ. 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

(2) 助産

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
イ. 医薬品、衛生材料使用簿 【様式13】
ウ. 助産台帳 【様式6-14】
エ. 助産関係支出証拠書類

5. 個別疾病対策

(1) 透析患者への対応

有田振興局の地域災害医療コーディネーターは、統括災害医療コーディネーター（県赤十字救命救急センター）及び和歌山保健医療圏地域災害医療コーディネーターと連携し、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、他市町村、医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料などの供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

市は、透析患者の所在等情報提供などを行うとともに、透析患者へのスムーズな情報提供に努める。

(2) 在宅難病患者への対応

災害時において、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援のため、関係機関等と連携し、保健活動を行う。

また、在宅難病患者の搬送及び救護について、県及び医療機関等と連携し、適切に対応する。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

避難行動要支援者名簿等に基づく「災害時人工呼吸器使用者リスト」をもとに、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、訪問看護ステーションを通じて、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、市による支援が困難な場合は、県へ支援を要請する。

6. 惨事ストレス対策

災害の直接体験や、家族や住み慣れた家等を失った悲しみにより、被災者及び応急活動の従事者が精神的な不調をきたす場合がある。そこで、精神科医、保健師等の協力を得て、避難所等への相談所の開設や巡回相談等により、メンタルヘルスケア（精神保健相談）を実施する。

7. 救急告示医療機関

名 称	所在地	電話	診療科目	病床数
有田市立病院	宮崎町 6	0737-82-2151	内・循・小・外・整・ 脳・皮・泌尿・産婦 ・眼・耳・放	一般 99 床 地域包括ケア 54 床 感染症 4 床

8. 市内医療施設一覧表

【資料 26 市内医療施設一覧表】

第8節 救出計画

実施担当	消防部
計画方針	・災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画による。

1. 実施者

り災者の救出は、本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、奉仕団等の協力により、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

2. 救出対象者

(1) り災者の救助

ア. り災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者

- ① 火災の際に、火中に取り残された場合
- ② 災害の際に、倒壊家屋の下敷になった場合
- ③ 水害により流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生埋めになった場合
- ④ 登山者の遭難の場合
- ⑤ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ. 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

3. 救出方法

(1) 陸上による救出

ア. 災害対策本部は、消防本部及び警察署と緊密な連絡をとり、必要に応じ他の機関より応援を求め救出作業にあたる。

イ. 救出した負傷者は、直ちに救急車をもってその症状に適合した救急病院等へ搬送する。

(2) 海上における救出

- ア. 海南港及びその周辺の海上において、船舶・船艇等の沈没、火災等の災害が発生した時、海南海上保安署及び関係機関は、直ちに相互に必要な連絡・通報を行い、救助の態勢に誤りのないよう救出作業を行う。
- イ. 海南海上保安署の行う海上における救出業務を主体とするときは、関係機関は連絡を密にし、救出作業の万全を期する。
- ウ. 災害の態様に即し、海上保安署に、救出にかかる現地対策本部を設置したときは、関係機関は現地対策本部に責任者を派遣し、協力態勢の確立を図る。

4. 救出のための費用の限度と期間

限度額	救出のための機械器具等の購入費・借上費・修繕費及び燃料費の実費
期間	災害発生の日から3日以内

5. 書類の整備保管

リ 災者を救出した場合は、次の書類を整理して保管する。

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 被災者救出用機械器具燃料受払簿 【様式20】
- ウ. 被災者救出状況記録簿 【様式6-15】
- エ. 被災者救出関係支払い証拠書類

第9節 障害物除去計画

実施担当	経済建設部
計画方針	・災害による土砂、竹木等の障害物により道路交通、日常生活が阻害される物件の除去は、本計画による。

1. 住居関係障害物除去対策

(1) 対象者

災害によって居室・炊事場等生活に欠くことのできない部分、また、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者で、自己の資力では障害物の除去ができない者。

(2) 除去の方法と戸数等

戸数	住家が半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住できない状態も含む）した世帯の15%以内
費用の限度	1世帯 140,000円以内
除去の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、10日以内にできないときは、内閣総理大臣の承認を得て最小限度の期間を延長することができるよう、有田振興局を經由して知事に期間延長の申請を行う

(3) 書類の整備保管

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 障害物除去の状況記録簿 【様式6-21】
- ウ. 障害物除去費関係支払証拠書類

2. 道路関係障害物除去対策

(1) 実施責任者

道路上の障害物除去の実施責任者は、次のとおりである。

国 道	近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 (海南国道維持出張所)
県 道 (国道)	和歌山県 (有田振興局建設部)
市 道	有田市 (経済建設部)
電柱架設等	NTT 西日本株式会社 関西電力送配電株式会社
建設中の現場工作物	当該建設業者

(2) 除去の方法

- ア. 実施責任者は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ自らの組織・労力・機械器具を用い、又は土木建設業者等の協力を得て速やかに行う。
- イ. 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- ウ. 早期啓開対象道路は、市が指定する避難路とする。

【資料14 有田市避難路図】

(3) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積・廃棄又は保管する。

- ア. 廃棄するものについては、市管理の遊休地・空地・その他廃棄に適当な場所。
- イ. 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所。

3. 河川港湾関係障害物除去対策

- ア. 河川管理者は、河川における障害物を除去し、除去した障害物は一時的に交通の障害にならない場所に集積する。
- イ. 港湾管理者は、港湾における障害物を海上交通・港湾諸施設の障害とならない適当な場所に除去集積する。
また、早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付し海南海上保安署に連絡し、周知方法をとる。
- ウ. 海南海上保安署は、障害物を発見したときは所有者又は占有者に対し、除去命令並びに勧告をする。
- エ. 漂流物件については、災害対策基本法及び水難救護法に基づき処理する。

第10節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

実施担当	総合調整部本部班、衛生救護部福祉班
計画方針	・災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

支給基準等

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給基準及び支給額、災害援護資金の貸付限度額等は、有田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月7日条例第29号）の定めるところによる。

2. 生活福祉資金の貸付け

(1) 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会（実施主体「県社会福祉協議会」、受付窓口「市福祉課」）が被災した低所得世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸付ける。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

第11節 搜索及び遺体収容等の計画

実施担当	衛生救護部、市立病院、消防部
計画方針	・災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体の処置及び災害の混乱期に死亡し、埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬について定める。

1. 遺体の搜索

災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(1) 搜索の方法

必要に応じて搜索班を編成して、警察官の協力を得て実施する。

(2) 搜索の協力要請

遺体が流出等により他市町又は海上にあると考えられる場合は、他市町又は海南海上保安署に協力を要請する。

2. 遺体の処理

災害により死亡し、社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合において、本部長が遺族に代って処理を行う。

(1) 遺体の収容

遺体の検案は、市立病院の医師が行い、警察官又は海上保安官による検視ののち、本部長が指定する場所に収容する。

ただし、遺族において処理できるものについては遺族に引き渡す。

遺体安置場所

名 称	所在地	電話
有田市民体育館	初島町浜 1756-5	0737-83-0109
有田市健康スポーツ公園	初島町浜 1665	
箕島高校宮原校舎 (市管理施設が使えない場合に限る)	宮原町新町 416	0737-88-6238

(2) 遺体の消毒及び一時保存等

身元が判明せず、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検索及び一時的な保管をすると同時に遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

なお、ドライアイス等、入手が困難になることが予想される物資については、市内外の民間業者との協定締結に努め、必要に応じて依頼し必要分を確保する。

(3) 身元不明者の取扱い

身元が判明しない遺体については、人相・着衣・所持品・特徴等の掲示又は警察署その他関係機関に連絡し身元の確認に努めるとともに、身元確認の資料及び遺品を保存する。

なお一定期間経過後身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

3. 遺体の埋葬

災害のため死亡した者で、災害のため社会が混乱している場合であり、遺族自らがこれを行うことが困難な場合、又は死亡したものに遺族がいない場合には、本部長が実施する。

なお、火葬場、棺等関連する情報を広域かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、必要に応じ、県対策本部の支部保健班（湯浅保健所）を經由して県対策本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、近隣市町村の協力を得て広域的な火葬と速やかな埋葬等の実施に努める。

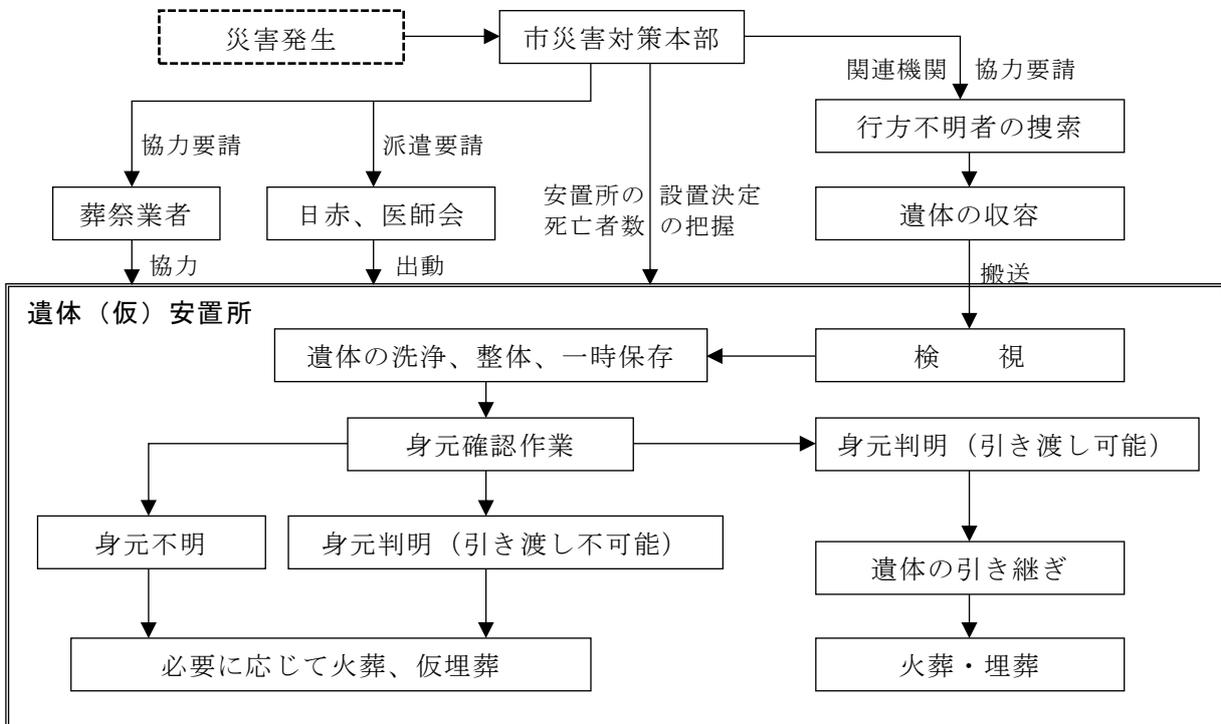
埋葬の方法

- ① 原則として、火葬とする。
- ② 火葬は有田聖苑で行うが、災害のため使用できないとき若しくは遺体が多数のため当該火葬場のみでは対応できない場合は、隣接の市町の協力を得て行う。

4. 遺体の捜索及び収容・埋葬に要する費用

遺体処理に要する費用	① 遺体の洗浄・縫合・消毒等の費用 1体当たり 3,600円以内 ② 一時保存のための費用 ・既存建物使用：通常の実費 ・既存建物以外：1体当たり 5,700円以内 ③ 検案が医療班によらない場合 慣行料金
埋葬に要する費用	① 大人（12才以上）：1体当たり 226,100円以内 ② 小人（12才未満）：1体当たり 180,800円以内
遺体の捜索に要する費用	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から10日以内 ただし、10日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう有田振興局を經由して知事に期間延長の申請を行う

■行方不明者の捜索、遺体の収容等の流れ



5. 書類の整備保管

遺体の搜索及び収容・埋葬を実施した場合、次の書類を整理して保管するものとする。

(1) 搜索

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 搜索用機械器具燃料受払簿 【様式20】
- ウ. 遺体搜索状況記録簿 【様式21】
- エ. 遺体搜索用関係支出証拠書類

(2) 処理

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 遺体処理台帳 【様式6-20】
- ウ. 遺体処理費支出関係証拠書類

(3) 埋葬

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 埋葬台帳 【様式6-19】
- ウ. 埋葬費支出関係証拠書類

第12節 災害義援金品配分計画

実施担当	総合調整部本部班、衛生救護部福祉班
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、県及び社会福祉協議会、近隣被災自治体、日本赤十字社和歌山県支部、県共同募金会、各報道機関、各金融機関との連携・協力のもと、統一的な基準により義援金品の受付・配分を行う。 ・具体的な運用については、市長（本部長）の判断により決定する。

※日本赤十字社和歌山県支部は、原則として義援品の受付は行わない。

ただし、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要に応じて全国の日本赤十字社支部等から供給する。

1. 義援品の配分

(1) 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿った効率的な配分を個々に検討するとともに、民生委員その他関係者の意見も聞き、自治会及びボランティア組織等の協力を得て配分する。

(2) 配分の時期

配分はできる限り受け付け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の場合、世帯別の配分は困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費となるので、一定量に達したときに行う等、配分の時期に十分留意して行う。

ただし、腐敗・変質のおそれのあるものについては速やかに適宜の措置を取るよう配慮する。

2. 義援金の管理・配分

(1) 管理

義援金の受け付けに当たって、義援金受払簿を備え付け、受け付けから配分までの状況を記録する。

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納簿を備え付け出納の状況を記録し経理する。

(2) 配分の基準

義援品の配分の基準に準じ、実情に即して適正に配分する。

(3) 配分の時期

義援品の配分の時期に準じ、十分留意して行う。

第13節 り災証明書の発行計画

実施担当	総合調整部総務班、衛生救護部福祉班、衛生救護部市民生活班、消防部総務班
計画方針	・ り災証明書の発行は、本計画による。

1. り災証明書

り災証明書は、被災者に対し災害救助法による各種施策、税の減免等を実施するために必要なもので、地方自治法第2条に定める被災者に関する事務の一環として、被災者の救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

2. り災証明の対象

り災証明書の証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により、被害を受けた家屋とし、次の項目について証明を行う。

なお、家屋以外のものが被災した場合において、必要があるときは、これに準じて行う。

- ア. 全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ. 火災による全焼、半焼、水損

3. り災証明書の発行主体

り災証明書の発行は、市長が行う。
ただし、火災による証明は、消防長が行う。

4. り災証明書の発行

り災証明書の発行は、災害発生後に行われる住家被害認定調査結果に基づいて作成されたり災台帳を用い、申請があったり災者に対し、遅滞なく、り災証明書を発行する。
その際、り災証明の判定結果に不服があった場合及び災害発生後の住家被害認定調査ができなかった家屋については、再調査を実施する。

第14節 その他のり災者保護計画

実施担当	衛生救護部福祉班
計画方針	・本章第1節から第13節までに定める以外の災害時におけるり災者の救助保護は、この計画による。

1. 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法により保護の必要が生じたときは、民生委員と連絡を密にし、速やかに保護の適否を決定する。

なお、保護の決定に当たっては、特に災害救助法による救助実施期間及びその程度内容との関係に十分留意すること。

2. 要保護児童の措置

災害において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

- ア. 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育する。
- イ. 保護者を失った児童があるときは、児童相談所等に連絡して収容施設に収容保護する。

3. 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の経営者（管理責任者）は災害に対処するため、次により収容者の保護に当たる。

（1）避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所・避難（誘導）方法・その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、避難についての訓練を実施しておく。

（2）避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは収容者の保護に万全を期する。

(3) 職員の確保

災害により職員に事故があり、また、収容者の増加によって職員が不足して充足を図る必要があるときは、適宜人選のうえ補充に努める。

4. 被災者生活再建支援法制度による生活資金の支給

災害により、その生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難となった市民に対し、平成11年6月に施行された被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、生活に必要な物品の購入又は修理にかかる費用を支給する。

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

ア. 制度の対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(エ) (ア) 又は (イ) の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(オ) (ア) ～ (ウ) のいずれかの区域に隣接し、

5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(カ) (ア) 若しくは (イ) の市町村を含む都道府県又は (ウ) の都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る)で、5世帯(人口5万人未満の市町村にあっては2世帯)以上の住宅が全壊する被害が発生したものであるものにおける自然災害

※ (エ) ～ (カ) の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

イ. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然被害により

(ア) 住宅が「全壊」した世帯

(イ) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、転倒防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続することが見込まれる世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(オ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

ウ. 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。（中規模半壊は、加算支援金のみ）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の3/4の額）。

エ. 支援金の支給申請

(ア) 申請時の添付書面

- ・ 災証明書
- ・ 住民票（申請書にマイナンバーを記入した場合は添付不要）
- ・ 預金通帳の写し
- ・ 住宅の建設・購入・補修を確認できる領収書・契約書等の写し

(イ) 申請期間

- ・ 基礎支援金：災害発生日から13月以内
- ・ 加算支援金：災害発生日から37月以内

オ. 基金と国の補助

(ア) 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。

(イ) 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助する。

(2) 支給方法

市は、生活資金の支給に関する窓口を設置し、支給を受けようとする者の相談及び、支給の申請を受け付ける。

そして、被災世帯から受け付けた申請書類について、世帯主等の事実関係の確認、支給対象額の算定を行い、県に対して関係書類を送付する。

県は、被害認定の審査、とりまとめなどを行い、被災者生活再建支援法人を通じて、生活資金を支給する。

第3編 風水害等応急対策計画
第4章 罹災者救助保護計画 第14節 その他の罹災者保護計画

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

第5章 保健衛生計画

項目	実施担当
第1節 防疫計画	衛生救護部救護・防疫班
第2節 清掃計画	衛生救護部環境班
第3節 食品衛生計画	衛生救護部救護・防疫班
第4節 動物保護管理計画	衛生救護部環境班
第5節 保健師活動計画	衛生救護部救護・防疫班
第6節 精神保健福祉対策計画	衛生救護部救護・防疫班

第1節 防疫計画

実施担当	衛生救護部救護・防疫班
計画方針	・災害発生時における被災地の防疫は迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。

1. 防疫体制の確立

災害時における被災地域の防疫は、本部長の責任において実施する。

ただし、市の被害が甚大で本部のみで実施できないときは、県の応援を要請して実施する。

なお、応援を得ても本部長の指示、命令による業務が実施されないか、実施しても不十分であると本部長が認めたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定による県知事の指示に基づき実施する。

2. 救護・防疫班の業務

ア. 市立病院と協力し、被害地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努めるとともに、入院その他の予防措置を行う。

イ. 感染症予防上必要がある場合は、被災地の消毒及びそ族・昆虫等の駆除を行う。

3. 防疫活動

(1) 消毒の実施

台風、豪雨等により家屋が浸水した地域に対して排水作業完了後家屋・下水等を

重点的に消毒するとともに、避難所、ごみ集積所等の感染症発生源のおそれとなる場所についても消毒を実施する。

(2) 各世帯における消毒

- ア. 浸水地域に対しては、自治会の協力を得て各戸の床及び便所等の消毒を行う。
- イ. 感染症を媒介するそ族・昆虫等の駆除については、自治会の協力を得て市内各戸に消毒剤を配布し、それらの駆除について周知徹底を図る。

4. 臨時予防対策

県知事より、被災地において感染症予防上、特に必要であると認められる次の事項について、指示・命令があったときは、医師会・保健所等の協力を得て、速やかに実施するものとする。

また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

- ア. 消毒の施行に関する指示
- イ. そ族・昆虫等の駆除に関する命令
- ウ. 生活用に供される水の供給の指示
- エ. 臨時予防接種に関する命令

5. 感染症患者等に対する措置

被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに入院等の措置をとるものとする。

(1) 感染症患者等の入院施設

施設名	所在地	病床数
有田市立病院	宮崎町6	4床

(2) 患者の入院

入院施設が罹災した場合、患者が多数発生し収容不能な場合、又は交通途絶等のために、入院が困難な場合は、知事が適当と認める病院又は診療所に入院させることができる。

6. 報告

本部長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式により保健所を経由して、県知事に報告するものとする。

- ア. 被害の状況
- イ. 防疫活動状況
- ウ. 災害防疫所要見込額
- エ. その他

7. 記録の整備

- ア. 災害状況報告書
- イ. 防疫活動の状況報告書
- ウ. 消毒に関する書類
- エ. そ族・昆虫等の駆除に関する書類
- オ. 生活用に供される水の供給に関する書類
- カ. 患者台帳
- キ. 防疫作業日誌
作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、
その他参考事項を記載する。
- ク. 防疫経費所要額調及び関係書類
- ケ. 災害防疫業務完了報告書

第2節 清掃計画

実施担当	衛生救護部環境班
計画方針	・災害の発生によって、ごみ・汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は本計画による。

1. 清掃の実施

災害時における被災地の清掃作業は、衛生救護部環境班が実施する。

なお、被害が甚大で本市のみで応急対策の実施が不可能な場合は、市長の判断により他の市町村の応援を求める。

2. ごみ処理

(1) 災害時のごみ処理

ア. 衛生救護部長は、被災地の災害状況に応じて、ごみ処理に関して適切な収集計画をたてる。

イ. 被災地区の責任者及び避難所の責任者と協議をして、集積所を定め収集の能率化を図る。

ウ. 環境衛生上特に支障のある食物・残廃物を優先的に収集するよう配慮する。

なお、災害時における分別は極めて困難であると考えられるが、可能な限り分別収集してリサイクルに努めるものとし、市民に対してもその旨を広報する。

エ. 排出されたごみは、場所・量に応じて委託清掃業者等の協力を得て迅速に処理する。

オ. ごみの処理は、焼却場のほか必要に応じて、他市町村への委託処理等の環境衛生上支障のない方法で実施する。

カ. 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会等に協力を要請する。

(2) 仮置場の確保

道路交通の遮断・渋滞が予想されるため、仮置場を確保し、原則として夜間を含め

た中継により処理を図る。

仮置場は、災害の規模にもよるが、周辺環境に配慮しながら、できる限り地区別に確保する。

なお、仮置場の管理については、衛生・防火対策とともに必要な重機・車輛の確保のため、民間を対象とした応援体制の確立を図る。

(3) 避難所ごみ対策

避難所の開設規模にもよるが、保健衛生面等から毎日の収集が必要となり、一般の廃棄物処理とは別ルートでの収集計画を整備する。

なお、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等、一時大量に発生するものについては、再利用・リサイクルの方策と併せ、その処理計画を定めておく。

(4) 不法投棄対策

ごみ出しルールへの乱れとともに、業務地区を中心とした不法投棄が長期間発生することが予測されるため、これに対する防止・処理対策を実施する。

(5) 広域的処理・処分

清掃センターが被災した場合は早期復旧に努めるとともに、広域的な中間処理(域外処理)について検討する。

3. し尿処理

(1) 災害時のし尿処理

ア. 災害時におけるし尿の収集については、災害による浸水地域等では収集量が増加することが予想されるため、衛生救護部長は被災地の状況を的確に把握して、時期を失することなく許可業者に収集依頼を行う。

イ. 避難所又はトイレ使用不能等により、仮設トイレを設置するときは、立地条件を考慮し地下に浸透しない措置を講ずること。

ウ. くみ取りし尿が多量等のため、応急的に貯留槽の設置が必要である場合は、環境衛生上支障のない場所とし、漏洩により地下水又は河川等を汚染しないよう注意する。

エ. 市長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断した時は知事に要請を行う。

オ. 要配慮者に向けては、災害対策用の簡易トイレ等の備蓄分を避難所等に輸送し使用するとともに、不足する分については関連業者等より調達確保し、輸送を依頼する。

(2) 処理の方法

ア. 指定避難所

指定避難所の被災状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の状況を判断し、仮設トイレ(便槽付)や簡易トイレを設置し、し尿を処理する。

イ. 被災地域

在宅避難者や、ライフラインの被害により水洗トイレの使用が不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

ウ. 事業者

仮設トイレや簡易トイレの備蓄に努め、災害時における地域の保健衛生環境の維持に取り組む。

(3) 仮設トイレの備蓄

ア. 仮設トイレの設置基準

指定避難所においては、100人に1基の割合で設置する。

設置場所は、し尿収集が容易で視覚障害者の使用を考慮した、塀や壁際等で安全な場所とする。

イ. 仮設トイレの設置

(ア) 初動対応

備蓄する仮設トイレやポータブルトイレで対応する。

(イ) 後続対応

備蓄数が不足する場合には、流通在庫や広域応援によって調達した仮設トイレをあてる。

ウ. 仮設トイレの備蓄

災害発生直後の初動対応として、250人に1基の割合で各避難所等に備蓄する。

(4) し尿の収集・処理

災害時のし尿収集・処理にあたっては、清掃センター及びクリーンセンターにて行うが、道路の被災状況等を勘案し、他地域の処理場での処理を検討・調整する。

また、必要に応じて、県が一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、支援の協力要請を行う。

4. 報 告

市長は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに「災害関係業務事務処理マニュアル」（平成26年6月制定・令和5年12月改訂 環境省）により災害廃棄物発生量や施設被害状況等を保健所を經由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

第3節 食品衛生計画

実施担当	衛生救護部救護・防疫班
計画方針	・被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

1. 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員・保健所職員による現地指導の徹底によって、事故の発生を防止する。

重点指導事項

- ① 手洗い消毒の励行
- ② 食器・器具の消毒
- ③ 給食従事者の健康
- ④ 原材料・食品の検査
- ⑤ 浸水・断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

重点監視指導事項

- ① 浸水地区は、浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設・設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導する。
- ② その他の地区においては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。
- ③ また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗・変敗した食品が供給されることのないようにする。

2. その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員・保健所職員のみでは、十分監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により被災地区の食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をする。

第4節 動物保護管理計画

実施担当	衛生救護部環境班
計画方針	・災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の愛玩動物（ペット）にかかる問題も予想されるため、県下の獣医師会や動物関係団体等と協力して、県が設置する「災害時動物救援本部」が行う動物保護管理活動を支援する。

1. 被災地域における動物の保護

衛生救護部環境班は、避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適性に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう、県と連携して支援する。

なお、県は放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。

- ア. 避難所での動物の飼養状況の把握
- イ. 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
- ウ. 「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣
- エ. 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）
- オ. 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
- カ. 愛玩動物（ペット）に関する相談の実施等
- キ. 動物に関する寄付金の管理・配分
- ク. 県外からの受援体制の確保

第5節 保健医療活動計画

実施担当	衛生救護部救護・防疫班
計画方針	・災害発生時における被災地の保健医療活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努める。

1. 保健医療活動体制の確立

被災地における保健師等の編成は、原則として複数をもって編成し、状況により、県に対して保健師等の派遣を要請するものとする。

また、被災者の避難所生活の長期化等に対応するため、保健所をはじめ、医療、福祉の関係機関と連絡調整し継続的な支援が行われるよう努めるものとする。

2. 保健師等による支援活動

災害時においては、被災者は心身ともに疲労していることが予想されるため、保健師等によるきめ細やかな支援活動を実施する。

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要援護者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

3. 報告及び記録

保健医療活動を実施した場合は、保健所を経由して県に報告するとともに、以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

記録書類

- ① 保健活動日報
- ② 健康相談票
- ③ 健康調査連名簿
- ④ 健康調査世帯票
- ⑤ 仮設住宅入居世帯調査票
- ⑥ その他

第6節 精神保健福祉対策計画

実施担当	衛生救護部救護・防疫班
計画方針	・災害時直後の精神科医療の確保と、災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つ。

1. 支援体制の確立

災害時の地域の精神福祉活動の拠点である、県支部保健班（湯浅保健所）と十分連携をとり、精神医療関係機関等によるネットワークを通じ、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

また、必要に応じて、県に対し精神科医、精神保健福祉相談員等の専門スタッフの派遣要請をするものとする。

2. 支援活動の内容

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害など、こころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、適切な支援や情報提供等の災害時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

ア. 災害時こころのケア活動

- ① こころのケア相談窓口の設置
- ② こころのケアに関する普及啓発

イ. 民生児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得て、被災地の精神保健福祉に関する情報を収集し、以下の状況を把握する。

- ① 精神障害者の被災状況
- ② 被災者のストレス状況
- ③ 被災地の精神科医療機関等の被災状況

第6章 公共土木施設等応急対策計画

実施担当	経済建設部建設班
計画方針	・災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被害箇所の本復旧計画を立てる前に、落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害対策について定める。

1. 河川災害

- ア. 管理者は、緊急点検を実施し被害状況を把握の上、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施する。
- イ. 管理者は、危険箇所について関係機関への連絡や市民への周知を図る。
また、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図る。

2. 海岸・港湾災害

管理者は、被災箇所でも通常の潮位においても海水が侵入し、当該被災施設と隣接する一連の施設、背後地に甚大な被害を与える、またはそのおそれが大きい箇所に、仮締切・決壊防止工事を行う。

3. 土砂災害

- ア. 災害発生後において緊急パトロールを実施し、土砂災害危険箇所を把握する。
- イ. 把握された危険箇所については、必要に応じて、県に対し緊急対策の実施を要請する。
- ウ. 二次災害の危険が予想される土砂災害危険箇所については、市民に周知するとともに、警戒避難体制の強化を図る。
- エ. 土砂災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。
- オ. 県、指定地方行政機関等と協力し、総合的な土砂災害対策を推進する。

4. 道路・橋梁災害

- ア. 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と被害箇所を把握する。

イ. 管理者は、危険箇所について通行制限または禁止を行う。

また、関係機関への連絡や地域住民への周知を図る。

ウ. 管理者は、緊急輸送道路、市の避難路等について重点的に点検し、状況により復旧し、交通の確保を図る。

エ. 管理者は、被災した道路、橋梁が唯一の交通路で、緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、または本復旧計画に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等を設ける。

【資料14 有田市避難路図】

【資料15 緊急輸送道路図】

5. ため池災害

ア. 管理者は、緊急点検を実施し、危険箇所を把握する。

イ. 管理者は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ以下の緊急措置を実施する。

(ア) 緊急復旧資材の点検・補強

(イ) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

ウ. 市民への危険箇所の周知と警戒避難体制を強化する。

6. 森林防災対策

ア. 災害発生後において緊急パトロールを実施し、山地災害危険箇所を把握する。

イ. 把握された危険箇所については、必要に応じて、県に対し緊急対策の実施を要請する。

ウ. 二次災害の危険が予想される山地災害危険箇所については、市民に周知するとともに警戒避難体制の強化を図る。

エ. 山地災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

7. 宅地防災対策

ア. 災害発生後において緊急パトロールを実施し、宅地災害危険箇所を把握する。

イ. 把握された所管の危険箇所については、緊急対策を実施する。

8. 下水道災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達する。

また、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

第7章 農林水産関係災害応急対策計画

項目	実施担当
第1節 農林関係災害応急対策計画	経済建設部産業班
第2節 水産関係災害応急対策計画	経済建設部産業班

第1節 農林関係災害応急対策計画

実施担当	経済建設部産業班
計画方針	・各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最小限にとどめるための諸施策について定める。

1. 農地及び農業用施設に対する措置

- ア. 用水路等が決壊または氾濫するおそれがある場合の排水施設の保全、警戒及び被災時の応急措置については、土地改良区の協力を得て実施する。
- イ. 河川等の決壊、氾濫により、農業用施設に被害を受けたときは、土地改良区の協力を得て応急復旧を実施する。
- ウ. 農地が冠水した場合は、可搬ポンプ等を活用して排水活動を実施する。
- エ. 資機材が不足する場合は、有田振興局に協力を要請する。

2. 風水害応急対策

- ア. 農作物対策
- (ア) 各種農作物に被害のあるときは、病害虫に対して早期防除の徹底を図る。
被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で新たな農業作目の検討を行う。
- (イ) 被害の実態に応じ、農業協同組合及び有田振興局に対し、技術の指導を依頼する。
なお、種苗の確保についても同様とする。
- イ. 林業対策
- (ア) 苗畑に被害のあるときは、病害虫の防止措置をとる。
- (イ) 造林地に被害のあるときは、被害木は早期に処分し、根切れ・根ゆるみな

- どを起こした幼齢林木は、木起こしや根踏みをして樹勢の回復を図る。
- (ウ) 治山・林道については、早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに、危険な箇所については標示をし、応急処置に努める。
- (エ) 森林組合は、上記対応の実施において、市に協力する。

3. 干害応急対策

- ア. 用水の不足する農地では、最小の水量で最大の効果を上げるよう、計画的・能率的な灌水を行えるよう努める。
- イ. 干害に伴う病虫害の発生に注意し、早期防除を行う。

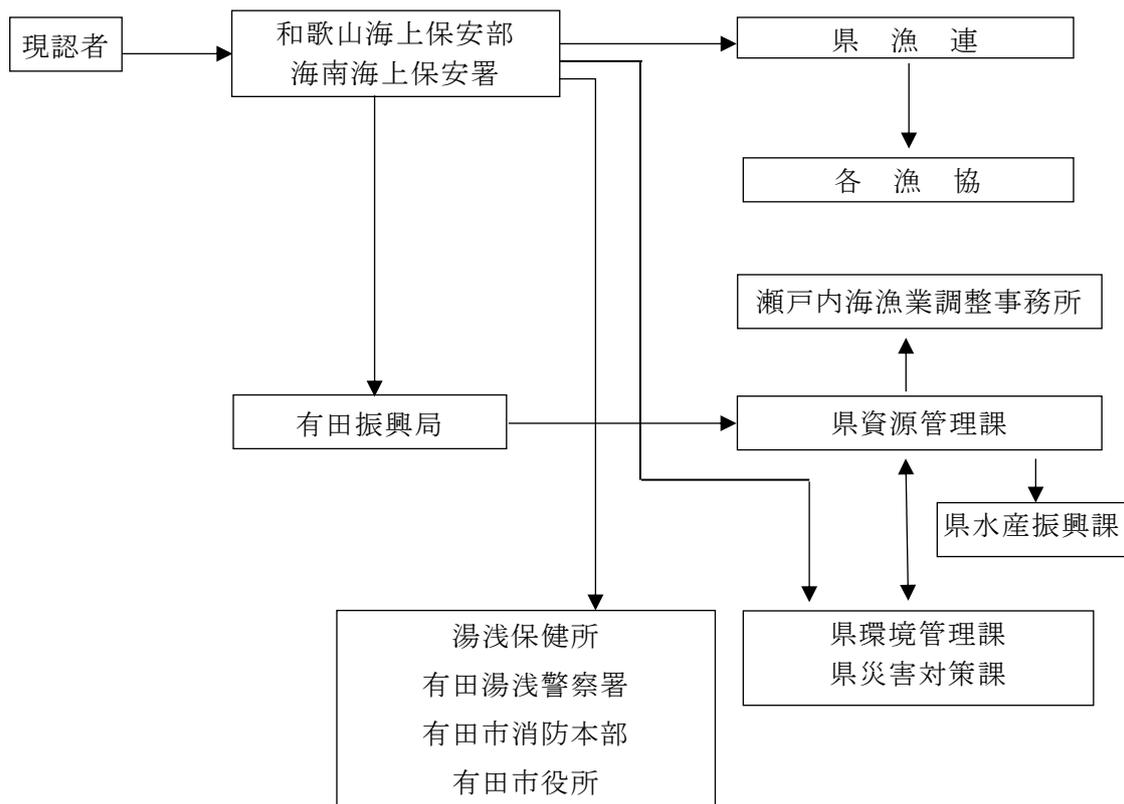
第2節 水産関係災害応急対策計画

実施担当	経済建設部産業班
計画方針	・各種災害による漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、 応急対策を迅速かつ的確に実施する。

1. 油の流出への対応

油の流出による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は以下のとおりとする。

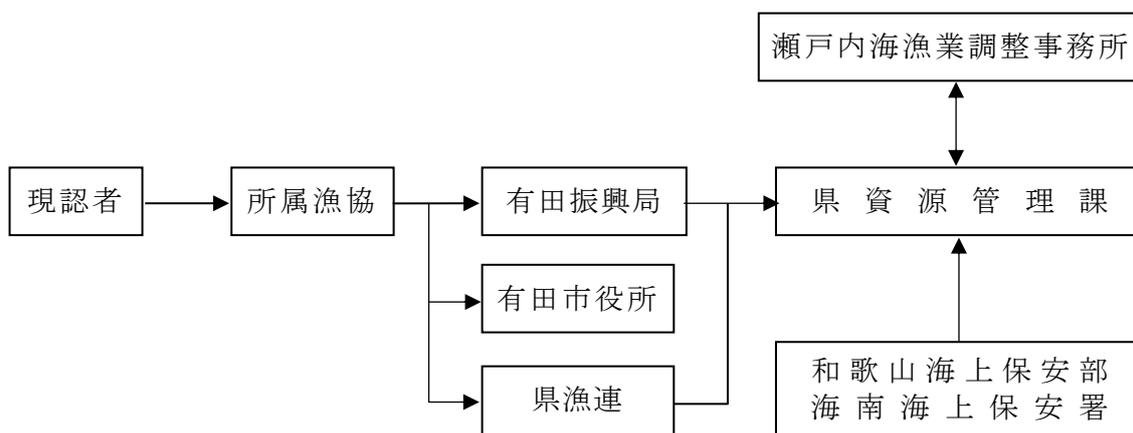
■油流出の場合の伝達方法



2. 赤潮発生への対応

赤潮時による漁場、水産施設への災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は以下のとおりとする。

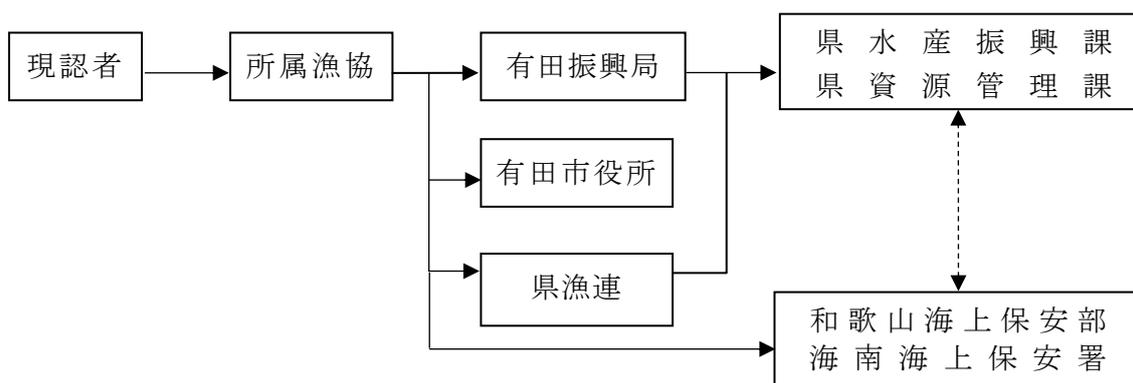
■赤潮時の伝達方法



3. 漁船及び養殖筏等の損害流出事故への対応

風水害等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法は、以下のとおりとする。

■漁船及び養殖筏等損害流出事故の伝達方法



第8章 事故災害応急対策計画

項目	実施担当
第1節 海上災害応急対策計画	海南海上保安署、消防部
第2節 鉄道施設災害応急対策計画	西日本旅客鉄道株式会社

第1節 海上災害応急対策計画

実施担当	海南海上保安署、消防部
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、市及び関係機関がとるべき対策を定める。・大規模かつ広域的な海上災害の発生又は発生のおそれがある場合は、周辺市町村や関係団体等への協力要請を行うとともに、市長は県を通じて、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。・危険物等積載船舶の事故、災害に伴う応急措置は、本計画による。

1. 海上被害発生時の対応

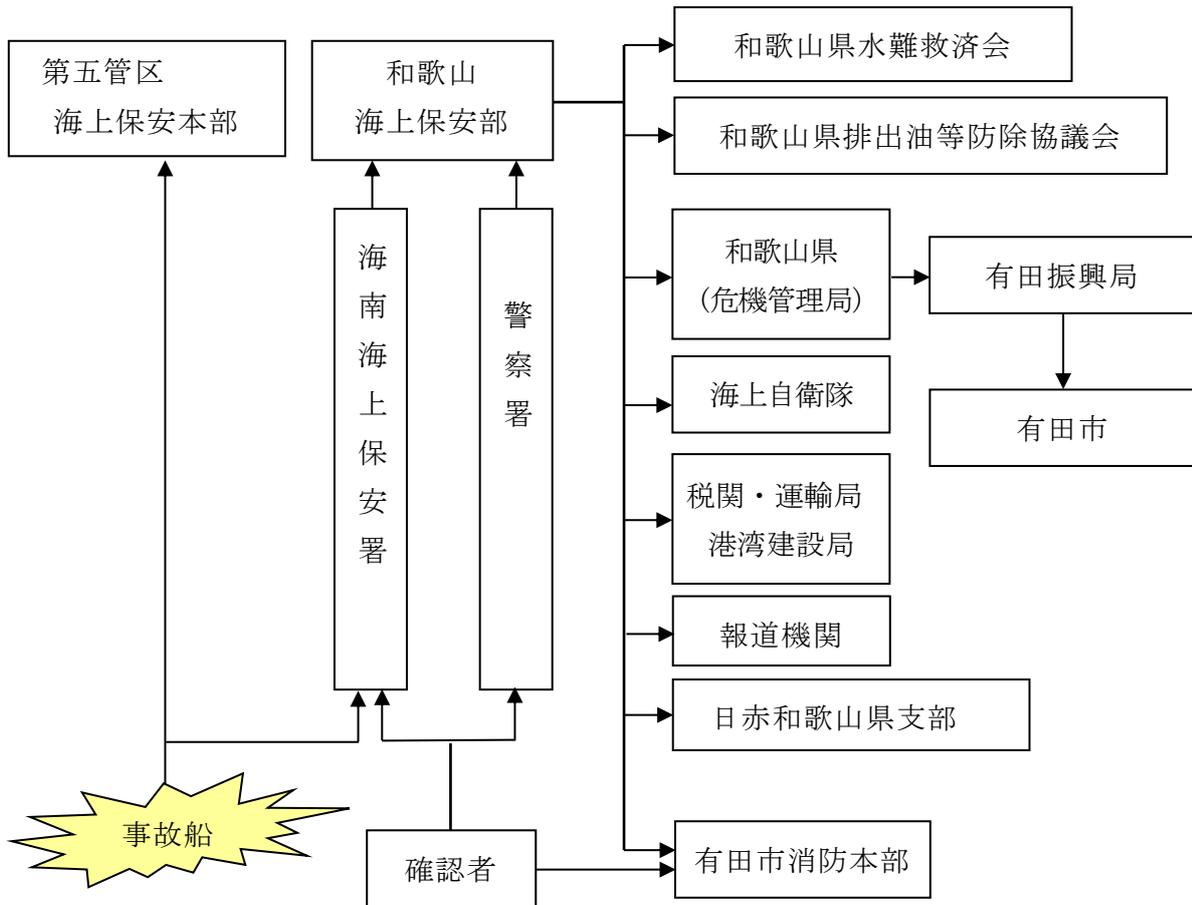
市は、海上災害が発生した場合には、次のことを行う。

- ア. 災害状況の把握及び防災関係機関への通報
- イ. 地域住民、在港船舶等に対する災害発生のお知らせ
- ウ. 災害の拡大防止のため応急措置

2. 通報連絡体制

防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

■通報連絡体制



3. 沿岸警戒

流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

- ア. 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告
- イ. 流出油等の漂着に係る監視パトロール

4. 危険物等積載船舶事故等に伴う応急措置

- ア. 関係機関相互間の情報連絡に努めるとともに、一般に対し事故についての周知をする。
- イ. 事故乗組員の救助及び早期消火にあたる。
- ウ. 必要のあるときは、事故船の移動措置を講ずる。
- エ. 海上に危険物が流出した場合は、その付近の警戒を厳重にするとともに、拡散防止、火災の発生防止、船舶の避難勧告に努め、港内における船舶交通の制限又は禁

止を行う。

オ. 港内における危険物等積載船舶に移動を命じ又は、航行の制限、禁止を行う。

カ. 危険物荷役の制限、禁止を行う。

キ. 付近航行船舶の火気使用の制限を行う。

ク. 防災資機材の調達、輸送及び使用にあたる。

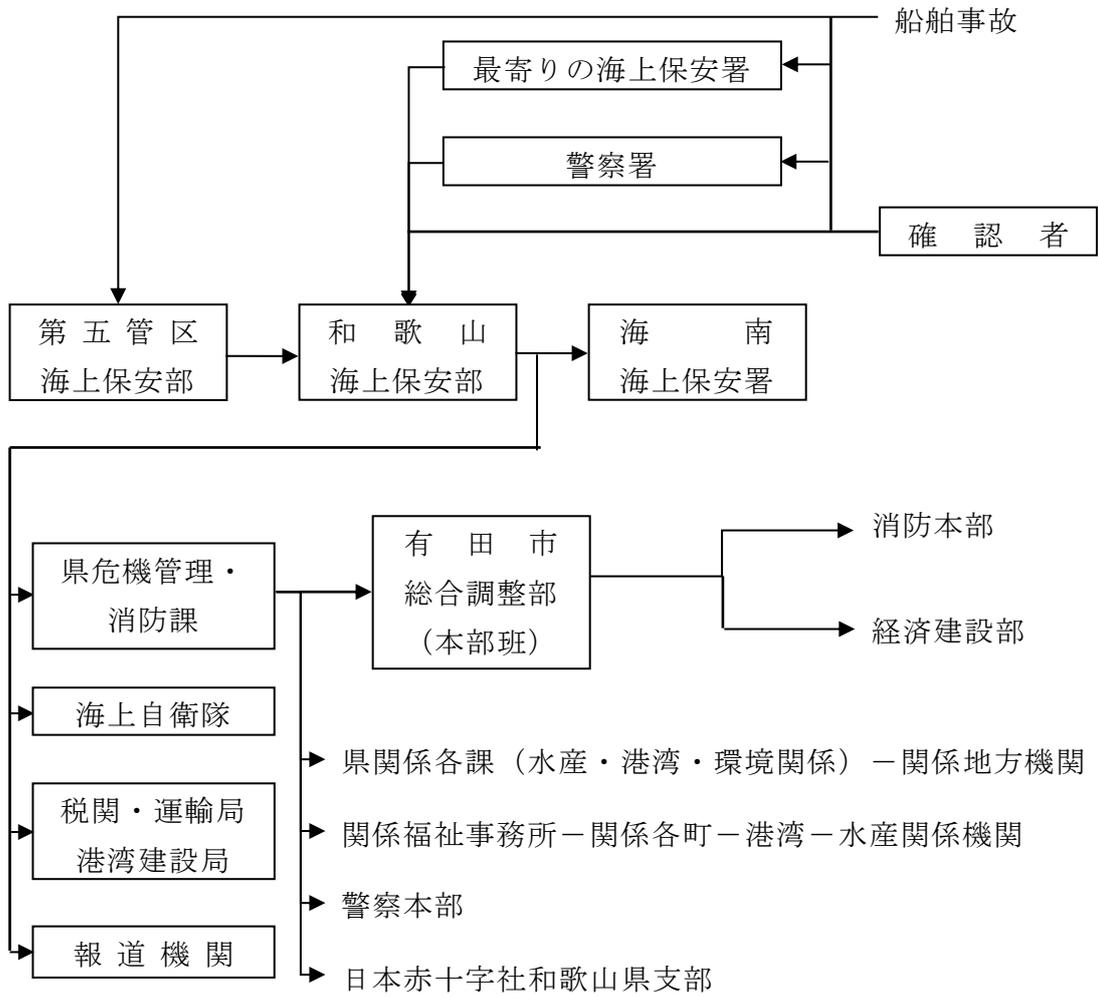
5. 海上流出油災害に伴う応急対策

大量の積載油（その他の危険物等）の流出や油火災が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、その海域における船舶の安全の確保、並びに周辺港湾及び沿岸地域の人命、財産の保護を図るため、和歌山県排出油等防除協議会をはじめ、各防災関係機関は緊密な協力のもとに、各種応急対策を迅速に実施して、災害の波及の防止及び被害の局限に努める。

ア. 事故発生情報の伝達、周知

（ア）防災関係機関等への伝達

事故の発生、並びにそれに伴う災害の状況等の連絡は次の伝達系統により行う。



第1編

第2編

第3編

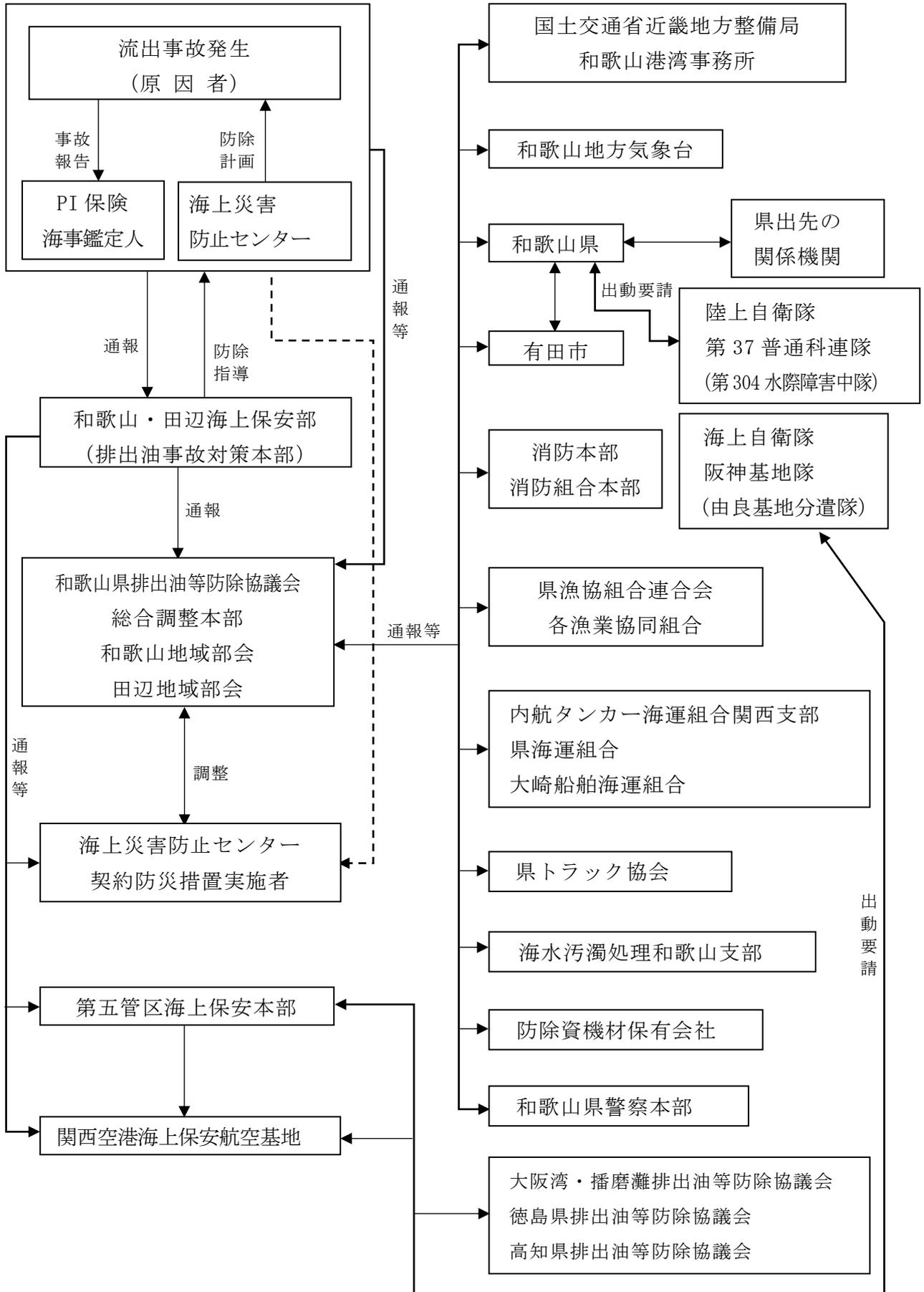
第4編

第5編

第6編

資料編

■和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



(イ) 一般への周知

① 船舶への周知

防災関係機関は、流出油による災害が発生した場合、災害の状況並びに安全措置等について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機 関 名	周 知 手 段	対象船舶
海上保安部署	無線電話・船舶電話・拡声器・航行警報	船舶全般
巡視船艇等	無線電話・船舶電話・拡声器・ライトメール・漁業無線	
放送局	テレビ・ラジオ	
港湾管理者	拡声器	港内船舶
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

なお、必要に応じて航空機により、上空から一般航行船舶への周知を実施する。

② 沿岸住民への周知

防災関係機関は、沿岸住民、施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民及び施設の安全と人心の安定を図るため、災害の状況並びに安全措置等について、次の区分により沿岸住民に対して周知する。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
関係市町 (消防機関)	防災行政無線放送 広報車等	1. 事故の状況 2. 防災活動の状況 3. 火気の使用制限・禁止及び交通の制限・禁止等の制限事項 4. 避難準備等一般的注意事項 5. その他必要事項
警察	パトカー等	
海上保安部署	巡視船艇等	
放送局	テレビ、ラジオ	

イ. 応急措置

(ア) 事故対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互の連絡を密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山海上保安部長（海南海上保安署長）又は市長は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を設置する。

- ① 設置場所 海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
- ② 構成 海上保安部署、県、警察、市、(消防機関を含む) 港湾関係機関、自衛隊、報道機関、その他防災関係機関並びに事故発生責任機関で構成し、関係職員は必要期間常駐する。
- ③ 任 務 流出油の処理等、災害情報の交換

総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整
関係機関に対する協力要請

(イ) 警戒

① 海上警戒

災害時における航行船舶の安全を確保するために、船舶、航空機により次のとおり海上警戒を実施する。

和歌山海上保安部（海南海上保安署）は必要に応じて船舶の航行を禁止する区域等を設定し、巡視船艇の配備など状況に応じた適切な方法で現場警戒を実施する。

関係機関は、災害対策連絡調整本部の調整に従い所属船舶をもって海上警戒に協力する。

災害規模が広範囲にわたる場合は、航空機による警戒を実施する。

② 沿岸警戒

流出油による災害が沿岸施設に波及するおそれがあると予想される場合は、関係防災機関は必要に応じ沿岸地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

市長、消防長	火気の使用の制限・禁止、避難の指示・勧告
警察	交通の制限・禁止

(ウ) 流出油の処理等

防災関係機関は、相互に協力して次の作業を実施する。

- ① オイルフェンス展張作業
- ② 回収作業
- ③ 油処理剤散布作業
- ④ 焼却作業
- ⑤ 消火作業
- ⑥ 人命の救助、救護作業

(エ) 船舶その他必要資機材等の緊急調達

関係防災機関の船舶・航空機並びにその保有資材のみで迅速効果的な防災活動が実施できないときは、災害対策連絡調整本部が策定する総合的応急対策の実施計画に基づき、緊急調達を行う。

第2節 鉄道施設災害応急対策計画

実施担当	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社
計画方針	・本計画は、JR西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について定める。

災害等により、応急対策を実施する場合は、「統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

なお、事故災害対策非常体制は、事故又は災害の規模により、下記の体制とし、支社内に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。

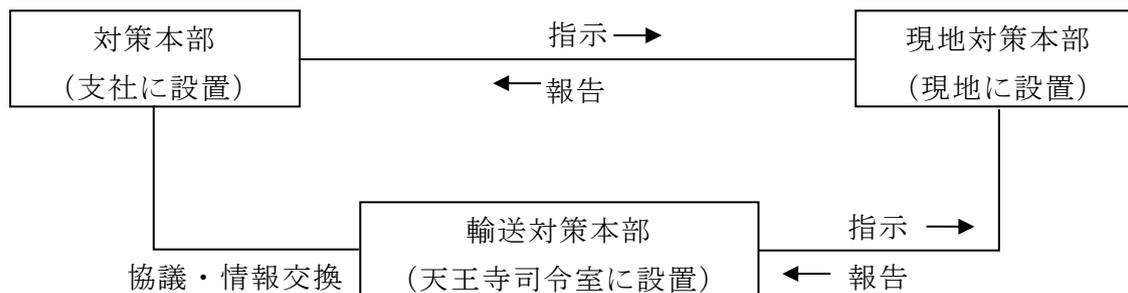
(1) 設置基準及び召集範囲

ア. 事故対策本部（以下「対策本部」という。）及び現地対策本部（以下「現対本部」という。）の設置基準及び召集範囲

体制種別	設置基準	召集範囲
第1種体制	車両が5両以上脱線又は旅客が死亡若しくは多数負傷したとき	召集可能者全員
第2種体制	車両が脱線し本線が支障するとき又は本線が5時間以上不通となるおそれがあるとき若しくは旅客が負傷したとき	召集可能者の半数
第3種体制	その他特に必要と認めたとき	必要最小限の数

上記を標準として室課長、鉄道部長及び駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

(2) 対策本部の位置づけ



第9章 在港船舶対策計画

実施担当	海南海上保安署、経済建設部産業班
計画方針	・台風、高潮等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画による。

1. 関係機関との協力

台風襲来時等における災害を防止するため、県、和歌山海上保安部、海南海上保安署、各漁業協同組合等と、密接な協力により事故防止の徹底を図る。

2. 避難の指導・勧告

在港船舶に対し、気象等の情報を伝達する。
早期避難の勧告及び安全な停泊地への避難を指導する。

3. 障害物対策

港内における障害物に対する措置については、和歌山海上保安部又は海南海上保安署に通報し、航行警報等の航行安全対策措置を要請する。

障害物の除去については、港管理者に要請し、市管理港については、漁業協同組合等に協力要請を行い、その除去に努める。

第10章 林野火災応急対策計画

実施担当	消防部
計画方針	・林野火災から自然環境と市民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合（以下森林所有者等という）、地域住民、消防機関、県、市その他関係機関が連携して、消火・救助活動に当たる。

1. 出火の発見・通報

（1）出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して、自身に危険が及ばない範囲内で、初期消火活動に当たる。

（2）消防本部の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

ア. 消防団

消火活動、飛び火等による延焼警戒及び地域住民等の避難誘導のため出動する。

イ. 森林所有者等

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力を行う。

ウ. 県防災企画課

県防災ヘリコプターの緊急運航を行う。

エ. 警察

消防車両の通行確保のための交通規制を行う。

オ. 市

地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保を行う。

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

2. 消火・救出活動

(1) 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、消防団・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア. 情報収集

消防隊は、消防団とともに、自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて、早期の状況把握に努める。

現地に出動した県防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

イ. 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により、臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 孤立者等の救出

現地に出動した県防災航空隊は、県防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

(3) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。

火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

3. 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市・警察・消防団等は、林野火災発生のお知らせを受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

(2) 地域住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、地域住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して地域住民を安全に避難させる。

4. 広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

消火にあたる消防本部の消防長は、単独での対処が難しいと判断される場合は、県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

なお、知事は、県内の消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定書」、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定書」並びに消防組織法第44条の規定により、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請し、必要に応じて消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

(2) 自衛隊の派遣要請

市長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

(3) 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

第11章 危険物等災害応急対策計画

項目	実施担当
第1節 危険物施設災害応急対策計画	消防部
第2節 火薬類災害応急対策計画	消防部
第3節 高圧ガス災害応急対策計画	消防部
第4節 毒物劇物災害応急対策計画	消防部
第5節 放射性物質事故応急対策計画	消防部
第6節 有害物質漏洩等応急対策計画	消防部

第1節 危険物施設災害応急対策計画

実施担当	消防部
計画方針	・危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性があり、特に迅速な処置を要するので、関係機関は密接な連絡協力のもと、迅速適切な災害応急対策を実施する。

1. 事業所における応急対策

危険物施設の管理者は、危険物関係法令により定められた予防規程等によるほか県、市、消防本部等と連携して、災害時における応急処置を次により実施するものとする。

(1) 災害が発生する恐れのある場合の措置

- ア. 情報及び警報等を確実に把握する。
- イ. 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ウ. 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防災対策を講じる。
- エ. 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

(2) 災害が発生した場合の措置

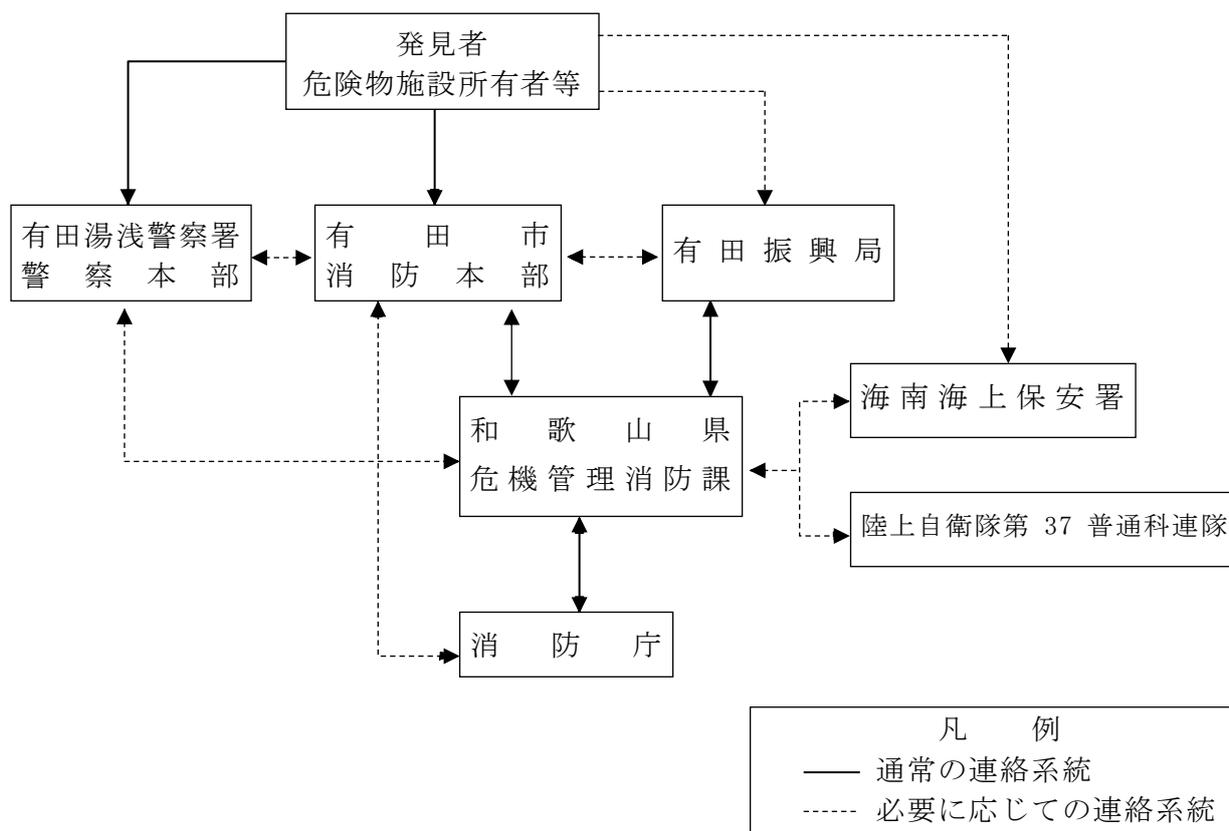
- ア. 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- イ. 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- ウ. 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。

エ. 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を執る。

2. 市における応急対策

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を市消防計画の定めるところにより実施する。

■通報連絡体制



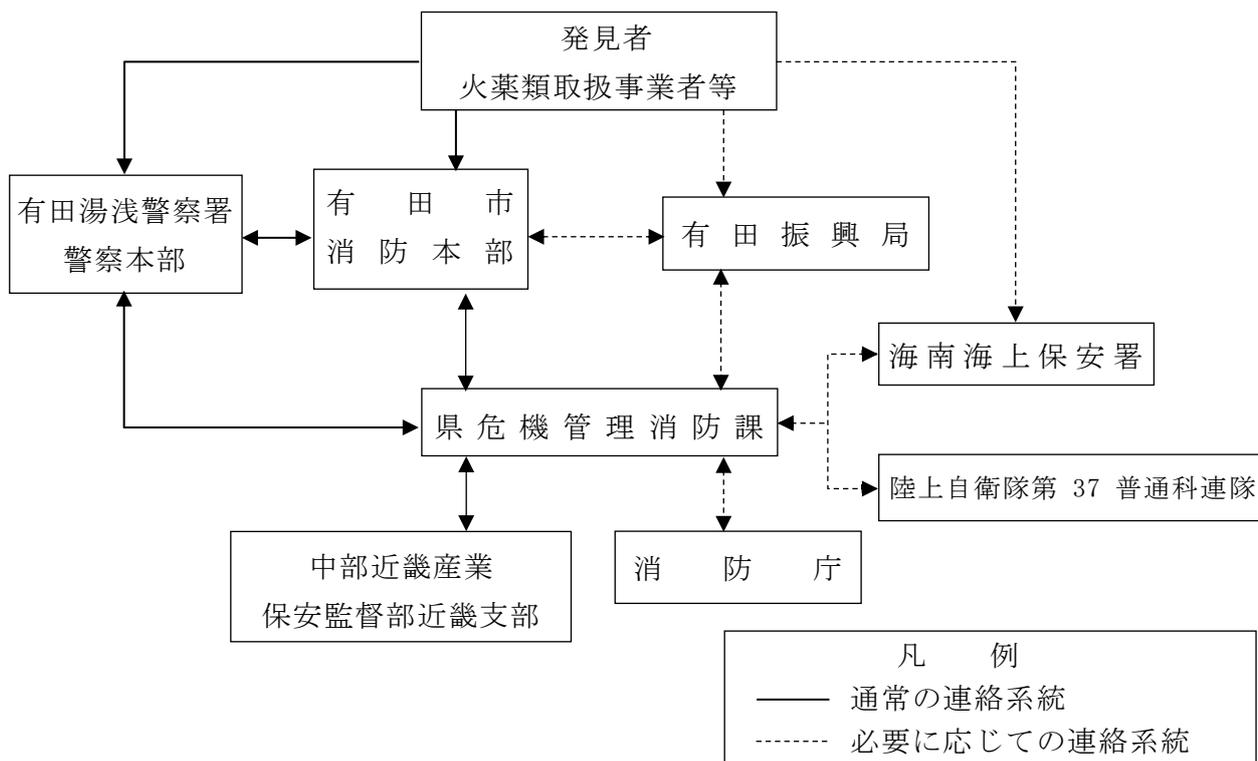
第2節 火薬類災害応急対策計画

実施担当	消防部
計画方針	・火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護する。

火薬類による災害の発生するおそれがある場合又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じる。

- ア. 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- イ. 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる地域住民を避難させるための措置を講じる。
- ウ. 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - (ア) 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - (イ) 被災者の救出、救護
 - (ウ) 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

■通報連絡体制



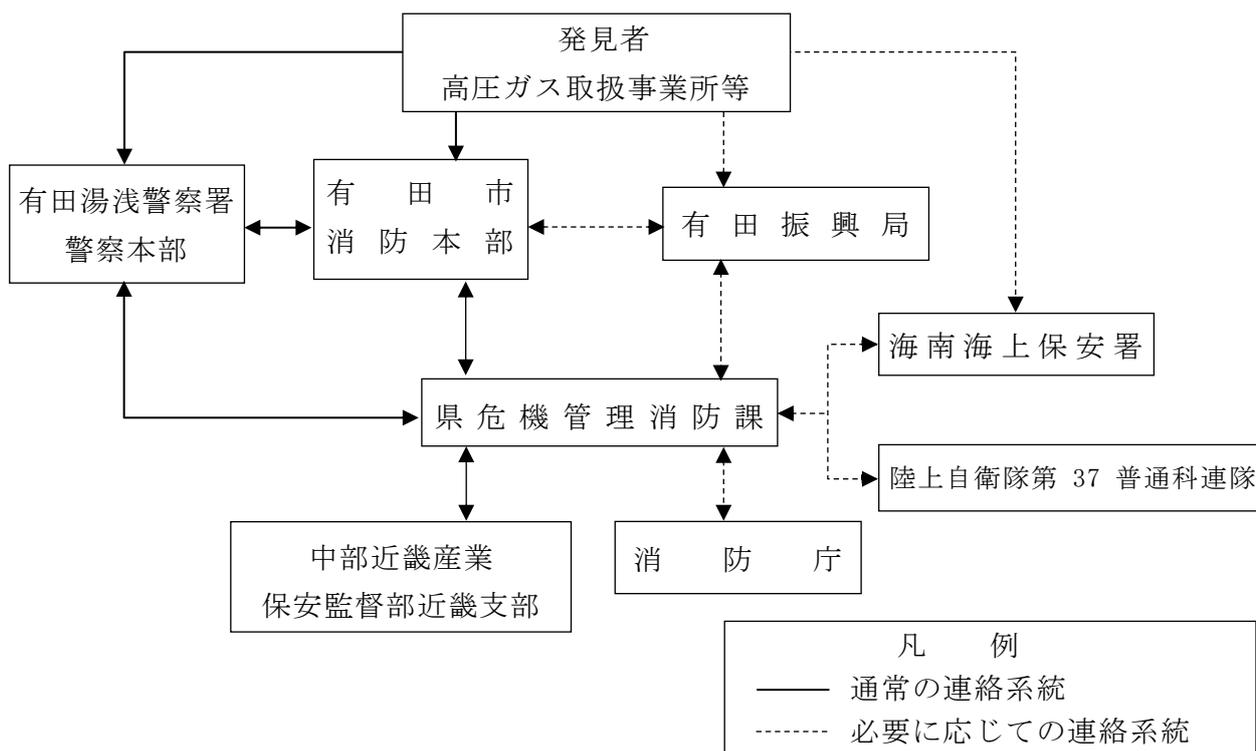
第3節 高圧ガス災害応急対策計画

実施担当	消防部
計画方針	・高圧ガス及び液化石油ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護する。

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じる。

- ア. 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- イ. 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の地域住民の避難措置を講じる。
- ウ. 高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - (ア) 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - (イ) 被災者の救出、救護
 - (ウ) 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動
- エ. 必要に応じて、県内高圧ガス団体又は関係事業所の応援を求める。

■通報連絡体制



第4節 毒物劇物災害応急対策計画

実施担当	消防部
計画方針	・災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、地域住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

ア. 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、保健所・消防本部又は警察署に届け出る（毒物及び劇物取締法第17条）。

イ. 保健所（又は消防機関、警察署）は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供する。

ウ. 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質量、現場の状況等を十分把握し行動する。

第5節 放射性物質事故応急対策計画

実施担当	消防部
計画方針	・放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速・的確な応急対策を実施して市民の安全を確保するための対応については、この計画による。

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じる。

ア．放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県、町等へ通報する。

イ．県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、安全規制担当省庁（文部科学省、国土交通省等）と連絡調整を行う。

ウ．市は、事故の連絡、通報を受けたときは、関係機関に連絡、通報するとともに、県、消防本部と連絡調整を行う。

また、事故に関する情報の収集を図り、県等の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、市民への情報提供等を行う。

第6節 有害物質漏洩等応急対策計画

実施担当	消防部
計画方針	・災害による有害物質の漏洩等により、市民の健康被害が生じ又はそのおそれがある場合の応急対策については、この計画による。

ア. 県は、市、関係機関及び事業所と連絡を取り、有害物質の漏洩等の有無、汚染状況、原因等必要な情報を迅速かつ的確に収集する。

市、市民等から異常の通報があった場合は、速やかに県に対し連絡するとともに、情報収集のために必要な協力を行う。

イ. 県は、市と協力して、被災事業所について、有害物質の漏洩状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

市は、被災事業所周辺地区の自主防災組織を通じて、県の措置について、連絡し、地区内住民への注意喚起及び異常を感知した場合の市又は県への連絡を要請するなど、必要な協力を行う。

ウ. 県は、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿の飛散を防止するため、市と協力して、建物等の損壊状況の調査を行うとともに当該建築物等の所有者等に対し、その飛散防止対策を実施するよう指導する。

市は、自ら所管する施設について、必要な飛散防止対策を講じるとともに、県の行う指導に対して必要な協力を行う。

エ. 県は、被災状況に応じて測定場所の選定等、市の協力を得て必要な環境モニタリングを行う。

市は、適当と思われる測定場所候補地リスト等を県に提供するとともに、環境モニタリング結果について、市への速やかな提供を要請する。

オ. 県は、有害物質の漏洩等により、市民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、市、関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力により一般への周知を図る。

市は、県から得た情報については、市ホームページ等により情報公開に努めるとともに、被災事業所周辺地区の自主防災組織を通じて、県の措置等と合わせて連絡し、地区内住民への注意喚起及び身体に異常を感知した場合の市又は県への連絡方法について周知を図る。

第12章 公共的施設災害応急対策計画

項目	実施担当
第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画	通信事業者
第2節 電力施設災害応急対策計画	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

実施担当	通信事業者
計画方針	・通信事業者は、災害により電気通信施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

1. 災害時における情報の収集及び連絡

(1) 通報連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

(2) 災害時における情報の収集及び連絡

ア. 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

イ. 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

都道府県、市町村、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会

社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

(3) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- ア. 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。
- イ. 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。
- ウ. 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。
- エ. 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。
- オ. 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。
- カ. 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。
- キ. その他、安全上必要な措置を講ずること。

(4) 通信の非常そ通措置

ア. 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

イ. 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ. 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(5) 災害時における広報

- ア. 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- イ. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- ウ. 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力的体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

(6) 対策要員の確保

- ア. あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- イ. 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部に出動する。
- ウ. 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動出来ない対策要員は、最寄の事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。
- エ. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。
 - (ア) 社員の非常配置及びサービス標準
 - (イ) 社員の非常招集の方法
 - (ウ) 関係組織相互間の応援の要請方法

(7) グループ会社に対する協力の要請

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

(8) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対して次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

- ア. 要員対策
 - 工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。
- イ. 資材及び物資対策
 - 地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。
- ウ. 交通及び輸送対策

(ア) 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。

(イ) 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。

エ. 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。

オ. お客様対応

お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関の連携を図る。

カ. その他必要な事項

(9) 対策要員の広域応援

大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、西地域会社、東地域会社、長距離会社及びドコモグループ各社、並びにグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

(10) 災害時における災害対策用資機材の確保

ア. 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。

イ. 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

ウ. 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(11) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア. 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ. 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事

に要する要員資材及び輸送の手当てを行う。

ウ．復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

2. 通信の非常そ通措置

ア．「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

イ．災害の発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3. 災害時における広報

ア．災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ．テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

ウ．災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、市との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4. 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア．被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ．必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資材及び輸送の手当てを行う。

ウ．復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

第2節 電力施設災害応急対策計画

実施担当	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
計画方針	・ 関西電力及び関西電力送配電は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、次に掲げる情報を迅速・的確に把握する。

ア. 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客様等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ. 関西電力及び関西電力送配電の被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項

(エ) 従業員の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(2) 広報活動及び方法

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するために広報活動を行う。

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道、ホームページ、停電情報アプリ、SNS 及び Lアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接該当地域へ周知する。

(3) 対策組織要員の確保

ア. 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策組織要員は気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ. 対策組織が設置された場合は、対策組織要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員はあらかじめ定められた基準に基づき直ちに所属する事業所に出動する。ただし、津波により、避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

(4) 復旧用資機材等の確保

ア. 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 対策組織相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

イ. 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、予め関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社等の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ. 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、該当地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 応急工事

ア. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ. 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

- (ア) 水力・火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- (イ) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- (ウ) 変電設備
機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急

措置で対処する。

(エ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧処置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ. 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当っては、通常作業に比べ、悪条件の元で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第13章 文教対策計画

項目	実施担当
第1節 安全確保計画	教育部学校教育班
第2節 応急教育	教育部学校教育班
第3節 社会教育施設関係の計画	教育部社会教育班
第4節 幼稚園・保育所の応急対策計画	教育部学校教育班、衛生救護部福祉班
第5節 学用品支給計画	教育部学校教育班
第6節 文化財等災害対策計画	教育部社会教育班

第1節 安全確保計画

実施担当	教育部学校教育班
計画方針	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保に関する計画は次のとおりとする。

1. 児童生徒の安全の確保

- ア. 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておく。
- イ. 校長（不在の場合は教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに、教育委員会を経由もしくは直接市災害対策本部に報告する。
- ウ. 災害が発生しまたは発生するおそれがある場合においては、安全確認ができるまでの間、児童生徒の安全確保を第一とし、校内に保護する。
- エ. 安全確認ができた場合や確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させる。
- また、保護者に対しては、児童生徒の安全な引渡しを図る。
- オ. 在校時、学校外の諸活動、登下校時、夜間、休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し確立しておく。（「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開（文部科学省）、学校における防災教育指針（県教育委員会）参照）

2. 学校施設の確保

学校施設に被害が発生した場合は、以下に示す対応を図る。

なお、校長（不在の場合は教頭もしくはそれに準ずる者）は、被害状況を速やかに教育委員会を經由もしくは直接市災害対策本部に報告する。

（1）被害程度別応急教育予定場所

ア. 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

イ. 一部校舎が使用できない場合

特別教室、屋内運動場等を利用し、なお不足する場合は、二部授業の方法による。

ウ. 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

公民館等公共施設を利用、仮設教室（プレハブ）の建設、又は隣接学校の余教室等を利用する。

エ. 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難所先の最寄りの学校、罹災を免れた公民館等公共施設を利用する。

（2）施設利用の応援

ア. 市内の隣接する学校、その他公共施設を使用する場合、本部において、関係者協議のうえ行う。

イ. 近隣市町村の学校、その他公共施設を使用する場合、県に他市町村の施設利用のあっせんを要請する。

3. 教職員の対策

（1）学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

（2）市内操作

学校長は、学校内で解決できないときは、市災害対策本部に派遣を要請する。

市災害対策本部は、管内の学校間において操作する。

（3）市外操作

市災害対策本部は、市において解決できないときは、県に教職員派遣を要請する。

第2節 応急教育

実施担当	教育部学校教育班
計画方針	・学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

市立学校における教育の確保については、教育委員会が行う。

2. 応急教育対策

(1) 教育の要領

- ア. 災害の状況に応じて特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあつては、家庭学習の方法等について指導し学力の低下を防ぐよう努める。
- イ. 特別教育計画による授業の実施にあたっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容度が児童生徒の過度の負担にならないように留意するとともに、授業の場所が学校以外の場所を利用する場合は、授業の能率化、児童生徒の保健衛生に留意する。

(2) 学校給食等の措置

- ア. 給食施設が被災したときは、できる限り応急修理を行い給食の継続を図る。
- イ. 給食物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ、応急調達に努め実施する。
- ウ. 衛生管理には特に注意し、食中毒・感染症などの事故防止に努める。

(3) 衛生管理対策

学校が避難所として利用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものとする。

- ア. 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒等を怠らないこと。
- イ. 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は避難所との間をできるだけ隔絶すること。
- ウ. 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみとりを行うこと。

第3節 社会教育施設関係の計画

実施担当	教育部社会教育班
計画方針	・災害時における社会教育施設関係の応急対策は、この計画による。

災害発生時においては、社会教育施設等は災害応急対策のため、特に避難所等に利用される場合も少なくないため、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処理等適宜の措置を速やかに実施する。

第4節 幼稚園・保育所の応急対策計画

実施担当	教育部学校教育班、衛生救護部福祉班
計画方針	・幼稚園・保育所に関する災害の応急対策は、別に定めるほか、この計画による。

1. 災害時の措置

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合においては、幼稚園及び保育所（以下「幼稚園等」という。）では、次の措置を講ずる。

ア．園長及び所長（不在の場合は、副園長、副所長若しくはそれに準ずる者。以下「園長等」という。）は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。

イ．災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、本部長に報告する。

ウ．園児及び乳幼児（以下「園児等」という。）は、幼稚園等の管理下において、園児等の安全確保を第一とする。

安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、園児等を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、園児等を園内に保護する。

エ．勤務時間外に災害が発生した場合において、関係者は、所属の幼稚園等に速やかに参集し、市が行う災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、応急的な幼児教育又は保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

2. 応急対策の実施

園長等は、平常時に策定した防災マニュアルや応急的な幼児教育又は保育計画等の諸計画に基づき、速やかに応急対策を実施する。

また、職員が不足する場合は、関係部局内でこれを調整し対策を講じ、臨時の編成を行うなど必要な措置を行うとともに、園児等及び保護者に周知する。

第5節 学用品支給計画

実施担当	教育部学校教育班
計画方針	・災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失または損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

1. 給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品。

2. 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者。

3. 給与方法

- ア. 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、県又は市が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため、県から市長へ職権が委任された場合には、調達から配分までの業務を行う。
- イ. 県又は市は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

4. 救助法による学用品の給与基準

- ア. 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある児童生徒（特別支援学校の児童生徒を含む。）に対して行う。
- イ. 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって支給する。

- (ア) 教科書等
 - (イ) 文房具
 - (ウ) 通学用品
- ウ. 「学用品の給与」のため支出できる費用

- (ア) 教科書等費（給与に必要な実費）
- (イ) 文房具費及び通学用品費

（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。）

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

- エ. 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内、その他の学用品については15日以内とする。

ただし、当該期間内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができるように有田振興局を經由して知事に期間延長の申請を行う。

5. その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- ア. 救助実施記録日計票 【様式6-0】
- イ. 学用品の給与状況 【様式6-18】
- ウ. 学用品購入関係支払証拠書類
- エ. 備蓄物資払出証拠書類

第6節 文化財等災害対策計画

実施担当	教育部社会教育班
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・ 指定文化財の所有者または管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市文化財主管部局を経由して県教育委員会に報告する。・ 指定外の文化財に被害が発生した場合、市はそれらについても重要なものから被害状況の把握に努め、所有者に被害の拡大防止・応急処置・修復の助言等に努める。

1. 被害状況の把握

文化財が被災した場合、その所有者及び管理者は、直ちに市災害対策本部に連絡するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、市文化財主管部局に報告する。

市文化財主管部局は、その結果をとりまとめ、県教育委員会に報告する。

2. 被害の拡大防止

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講ずる。

また、市文化財主管部局は、被災文化財の被害拡大を防止するため、県教育委員会と協議の上、所有者または管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第14章 災害警備計画

実施担当	警察署、総合調整部総務班
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・市、防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図る。・警察と連携し、市民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防等の活動により、災害時の治安維持にあたる。

1. 市民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

また、災害広報活動を通して、人身の安定と復興意欲の高揚を図る。

2. 警察の任務と活動

災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、市民の生命、身体、財産を保護し、その他被災地における治安の維持にあたるため、関係機関と緊密な協力、連携のもとに、おおむね次の活動を行う。

- ア. 気象及び災害関係情報の収集と伝達
- イ. 被害状況等の調査
- ウ. 避難の指示、警告及び誘導
- エ. 被災者の救助
- オ. 遺体死体の検視及び身元の確認
- カ. 交通の秩序及び緊急交通路の確保
- キ. 犯罪の予防及び取締り
- ク. 他機関の行う活動に対する協力援助
- ケ. 警察支援部隊の受入

第15章 災害対策要員計画

項目	実施担当
第1節 民間団体協力要請計画	総合調整部本部班
第2節 労働力確保計画	総合調整部総務班
第3節 ボランティアの受け入れ計画	総合調整部総務班

第1節 民間団体協力要請計画

実施担当	総合調整部本部班
計画方針	・災害発生時に応急対策を実施するにあたり、民間組織の応援を求め民間団体の協力によって、その万全を期するための計画は次のとおりである。

1. 民間団体等への協力要請

(1) 団体の種別

本部長は、災害による救助活動について、おおむね次の民間団体に協力を要請する。

- ア. 有田市連合自治会
- イ. 有田市赤十字奉仕団
- ウ. 有田市婦人団体連絡協議会

(2) 奉仕団の動員及び活動

奉仕団への動員要請は、活動内容・場所・人員及び期間について要請し、人選については各団体の長に一任する。

(3) 奉仕作業

奉仕団の作業は、おおむね次の作業に従事するものとするが、奉仕団の組織並びに奉仕団の実態に即した作業とする。

- ア. 炊出しその他災害救助の実施
- イ. 清掃の実施

- ウ. 災害対策用物資資材の輸送及び配分
- エ. 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ. その他上記作業に類した作業

(4) 帳簿等の整備

奉仕団の奉仕を受けた機関は、次について記録簿を作成整備しておく。

- ア. 奉仕団の名称及び人員又は氏名
- イ. 奉仕を受けた作業内容及び期間
- ウ. その他参考事項

第2節 労働力確保計画

実施担当	総合調整部総務班
計画方針	・災害復旧対策の実施が、本部の職員及び奉仕団のみでは労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画による。

1. 労働者確保の種別

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ア. 災害対策実施機関の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- イ. 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者
- ウ. 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- エ. 緊急時における従事命令等による労働者の強制労働

2. 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害対策の実施に必要な人員とするが災害救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

(1) 罹災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難誘導させるための誘導人員を必要とするとき。

(2) 医療及び助産のための移送要員

- ア. 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院診療所に運ぶための人員を必要とするとき。
- イ. 医療班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員。
- ウ. 傷病がまだ治癒せずしかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための要員。

(3) 罹災者の救出要員

罹災者の身体の安全を保護するため、罹災者の救出するための要員。

(4) 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医療品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

(5) 救済用物資の整理輸送及び配分要員

被服寝具その他生活必需品、炊出し用の食糧品調味料・燃料・医薬品等の衛生材料を整理し輸送及び配分するための配分要員。

(6) 遺体搜索要員

遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

(7) 遺体処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処理をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(8) 要員雇上げの特例

以上の他、救助作業の要員を雇上げる必要がある場合は、県本部長に申請して内閣総理大臣の承認を得て実施する。

3. 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの期間とするが、災害救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実務が認められている期間である。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は自動的に延長される。

4. 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を雇用した地域における通常の実費程度を支給する。

5. 書類、帳簿等の整備

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整理し保存しておかなければならない。

ア. 救助実施記録日計票

【様式6-0】

イ. 人夫雇い上げ台帳

【様式29】

ウ. 人夫賃支払関係証拠書類

第3節 ボランティアの受け入れ計画

実施担当	総合調整部総務班
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・市は、県、社会福祉協議会その他関係機関と連携・協力して、市内外から寄せられる支援申し入れに対して、適切に対処するよう努める。・災害応急対策の実施にあたる支援活動ボランティア（個人・団体）の受け入れは本計画に定める。

1. ボランティアの受付及び配置

- ア. 被災時には、社会福祉協議会等と協力して、ボランティア（個人・団体）との連絡調整に対応するためボランティア受付窓口を設置する。
- イ. 社会福祉協議会は、受け入れ機関となるボランティアセンターを設置し、運営を行う。
- ウ. 社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努める。
- エ. 市は、各部班からのボランティア派遣要請を集約し、ボランティアセンターに伝え、調整する。

2. 専門ボランティア受け入れ

県に登録されている手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる専門ボランティアについては、県を通じて協力要請を行う。

3. 一般ボランティア受け入れ

一般ボランティアについては、被災状況を把握した上で、必要なボランティアを受け入れる。

4. 活動拠点

ボランティアがミーティングなどを行う場所を確保する。
また、希望があれば電話、FAX、コピー機等事務用品を貸し出す。

第16章 交通輸送計画

項目	実施担当
第1節 道路交通の応急対策計画	経済建設部建設班、有田振興局
第2節 船舶交通の応急対策計画	経済建設部建設班、海南海上保安署
第3節 輸送計画	総合調整部総務班、経済建設部建設班

第1節 道路交通の応急対策計画

実施担当	経済建設部建設班、有田振興局
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要となった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止及び交通制限等の規制をするほか、道路の応急復旧を実施する。

1. 交通規制の実施

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

なお、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置が執られるよう配慮する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

実施責任者	範囲	根拠法
(1)道路管理者 (国土交通大臣 知事・市長)	災害時において道路施設の破損等により、交通の危険を防止するため、必要がある場合、その通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。	道路法 第46条
(2)公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行の禁止・その他の道路における交通の規制を行う。	道路交通法 第4条 第1項
	災害応急対策に従事する者、又は必要な物資の緊急通行確保のため、必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。	災害対策 基本法 第76条
(3)警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会が行う規制のうち、適用期間の短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条 第1項
(4)警察官	車両等の通行が著しく停滞し、道路が混雑するおそれがある場合において、その混雑緩和のためやむを得ない場合は、必要な限度において通行の禁止・制限等を行う。	道路交通法 第6条 第2項
	道路の損壊・火災の発生等により交通の危険が生ずるおそれがある場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、必要な限度において一時的な通行の禁止・制限を行う。	道路交通法 第6条 第4項
(5)市長	災害発生時において、必要と認めるときは、警戒区域を設定し、立入の制限・禁止・又は退去を命ずる等により応急的な規制を行うものとする。	災害対策 基本法 第63条

2. 発見者等による通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに道路管理者又は警察官に通報する。

3. 各機関別の交通規制の実施要領

道路管理者又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

(1) 道路管理者

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制をする。

ただし、市長は、当市以外の者が管理する道路・橋梁等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど応急措置を行う。

この場合、市長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行う。

(2) 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急を要する場合は、速やかに必要な交通規制を行う。

4. 緊急通行車両の確認

災害により緊急輸送を確保するため交通規制が行われている場合、災害応急対策・応急復旧等の実施に必要な人員・物資を輸送する必要があるときは、有田湯浅警察署長に緊急通行車両の確認の申出をし、緊急車両であるとの確認を受ける。

(1) 確認の申出内容

- ア. 番号標に表示されている番号
- イ. 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）
- ウ. 使用者の住所、氏名、電話番号
- エ. 通行日時
- オ. 通行経路（出発地・目的地）

(2) 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、標章を当該車両の前面の見易い箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける。

【様式 35 緊急通行車両事前届出制度のフローチャート】

(3) 規制の相互連絡等

道路管理者は、災害等により交通規制を行ったときは、警察署その他関係機関と相

互に緊密な連絡をとり、立看板・報道機関等を利用して交通関係団体業者及び一般住民に対して周知せしめ、その便宜を図るとともに交通規制について協力が得られるよう適切な措置を講ずる。

5. 放置車両等の対策

ア. 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ. 道路管理者は、アの措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ. 市は、知事からの指示等があった場合は、速やかにアの措置を実施する。

エ. 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

第2節 船舶交通の応急対策計画

実施担当	経済建設部建設班、海南海上保安署
計画方針	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定める。

1. 航行規制の実施者

実施責任者	港名	規制内容
和歌山下津港長	和歌山下津港 (有田港区)	①けい留の制限又は禁止 ②びょう地の指定 ③移動の制限 ④移動命令 ⑤船舶交通の制限又は禁止 ⑥危険物積載船舶の停泊場所・荷役の規制 ⑦水路の保全に関する命令 ⑧火気取扱の制限又は禁止

港長は、航行制限に当たっては、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

2. 発見者等による通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、船舶交通が極めて混乱している状況を発見した者は速やかに港長又は市長に通報する。

通報を受けた市長は、和歌山下津港長に通報する。

3. 航行規制の要領

ア. 災害等により水路の損壊沈没物資のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長は港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

イ. 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。

また、必要に応じて標識を設置する。

4. 航路障害物の除去

- ア. 巡視船艇により可能な範囲で漂流物・沈没物・その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。
- イ. 当該物件の所有者・占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。
必要あるときは、除去命令を出す。
- ウ. 港湾管理者に障害物の存在を通報して除去について促進する。

第3節 輸送計画

実施担当	総合調整部総務班、経済建設部建設班
計画方針	・災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員・救助物資等の迅速な輸送を確保するため、車両及び船舶等を確保し、これを有効適切に利用して輸送対策の万全を期する。

1. 緊急輸送の対象

- ア. 被災者
- イ. 医療・救助・通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ. 飲料水・食糧・生活必需品等
- エ. 救援物資等
- オ. 応急復旧にかかわる要員・資機材等

2. 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法による。

- ア. 自動車及びバイク等による輸送
- イ. 鉄道軌道等による輸送
- ウ. 船舶による輸送
- エ. ヘリコプター等による空中輸送
- オ. 人力等による輸送

3. 輸送車両の確保

自動車の使用は市有車両をもって対処するものとするが、不足する場合は市内関係業者に依頼して調達を図るものとし、それでも調達不能の場合は、次の輸送条件を示して県に応援を要請する。

- ア. 輸送区間及び借上期間
- イ. 輸送量又は車両の台数等
- ウ. 集合の場所及び日時
- エ. その他の条件

【資料 40 市所有車両一覧表】

4. 緊急輸送道路ネットワーク計画

(1) 緊急輸送道路ネットワーク

緊急輸送道路ネットワークは、自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性を踏まえるとともに、防災拠点を効率的に連絡し、緊急輸送に有効なネットワークとする。災害発生後の利用特性により、下表のとおり第1次、第2次、第3次の区分としている。

緊急輸送道路ネットワーク	定義
第1次	1次拠点（県庁、地方中心都市の市役所及び重要港湾、空港、災害拠点病院、広域防災拠点等）を連絡する道路
第2次	第1次緊急輸送道路ネットワークと2次拠点（市町村役場、指定行政機関、指定公共機関、自衛隊基地の庁舎、災害支援病院等）を連絡する道路又は第1次緊急輸送道路ネットワークを補完する道路。
第3次	第1次及び第2次緊急輸送道路ネットワークと3次拠点（その他の防災拠点）を連絡する道路

(2) 防災拠点

ア. 1次拠点

災害応急対策の実施において、広域軸として重要な防災拠点

- ・有田市役所、有田市立病院

イ. 2次拠点

人命の安全確保、被害の拡大防止、初動の災害応急対策の円滑な実施に必要な防災拠点

- ・有田市消防本部、JR 紀勢本線箕島駅

ウ. 3次拠点

上記以外のその他の防災拠点

(3) 緊急輸送道路ネットワーク

緊急輸送道路ネットワークについては、資料編を参照

【資料 15 緊急輸送道路図】

第17章 自衛隊派遣要請計画

実施担当	総合調整部本部班、消防部
計画方針	・市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある時、人命又は財産の保護のため必要と認める場合、基本法第68条の2及び自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事に自衛隊の派遣要請の申し入れを行う。

1. 自衛隊派遣要請手続

市長が、自衛隊の派遣を必要と判断したときは、県知事に対して、下記の文書（部隊等の派遣要請依頼書）をもって派遣要請の依頼を行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又は口頭で行い、事後速やかに依頼文書を提出する。

なお、県知事に要請の連絡ができない場合は、直接自衛隊に派遣要請を行い事後、県知事に報告する。

災害派遣要請の基準は、以下に示すとおりである。

- ア. 人命救助のため応援を必要とするとき
- イ. 水害等の災害が発生し、または発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- ウ. 市内で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- エ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- オ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- カ. 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

【様式32 知事への部隊等の派遣要請依頼書】

2. 災害派遣部隊の任務及び業務

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防・水防・救援物資の輸送通路の応急啓開・応急救護・防疫・給水及び通信支援等に任ずる。

3. 派遣部隊の受入れ体制

- ア. 市は、現地連絡責任者を定め派遣部隊指揮官との連絡調整にあたらせ、作業の円滑を図る。

- イ. 市は、あらかじめ作業計画をたてておくとともに、応急対策に必要な資機材を準備し、部隊の活動が敏速・効果的に実施できるよう配慮する。
- ウ. 隊員の宿泊場所として、公共施設又は天幕露営場所としての空地を確保しておく。

4. 県への報告

自衛隊到着後必要に応じて、次の事項を県知事に報告する。

- ア. 派遣部隊の長の官職・氏名
- イ. 隊員数
- ウ. 到着時刻
- エ. 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ. その他参考となる事項

5. ヘリコプターの要請に関する発着地の選定

ヘリコプターを要請する場合、次の発着予定地の中から適当な場所を選定する。

【資料 36 災害時用臨時ヘリポート一覧表】

6. 撤収要請

市長は、災害の応急対策が市の機関をもって実施できる状態となった場合は、部隊の撤収について部隊の指揮官と協議の上、県知事に、下記の文書（部隊等の撤収要請）をもって撤収要請の依頼を行う。

【様式 33 知事への部隊等の撤収要請】

第18章 県防災ヘリコプター要請計画

実施担当	総合調整部本部班、消防部
計画方針	・災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1. 防災ヘリコプターの応援

市長より県知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は「和歌山県防災ヘリコプター応援協定書」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

市において災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するときに要請する。

- ア. 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- イ. 市の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ウ. その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。

- ア. 災害の種別
- イ. 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ. 災害発生現場の気象状態
- エ. 災害現場の最高指揮官の職名・氏名及び連絡方法
- オ. 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ. 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ. その他必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター	T E L	0739-45-8211
	F A X	0739-45-8213
県防災電 話	364-451, 364-400	
県防災 F A X	364-499	

2. 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、以下の活動内容で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- ア. 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ. 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ. 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ. 被災者等の救出
- オ. 救援物資、人員等の搬送
- カ. 災害に関する情報、警報等の伝達の広報活動
- キ. その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第19章 広域防災体制の計画

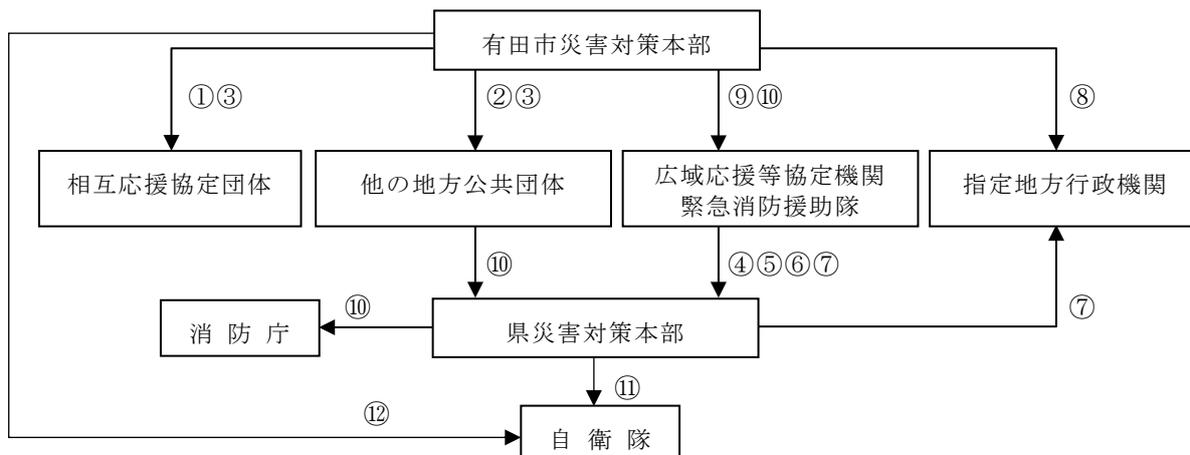
項目	実施担当
第1節 応援協力要請計画	総合調整部本部班
第2節 緊急消防援助隊応援要請計画	消防部総務班、総合調整部本部班
第3節 広域一時滞在対策に係る応援協力	総合調整部総務班

第1節 応援協力要請計画

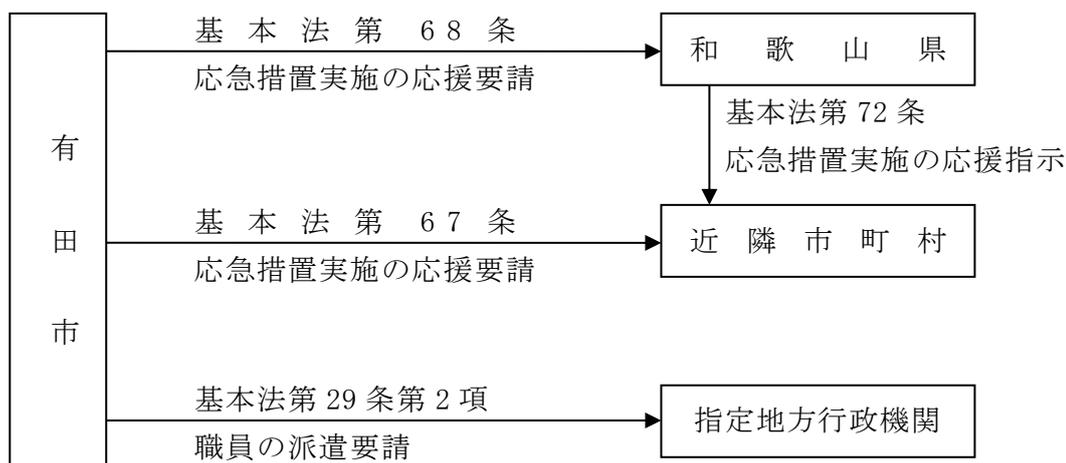
実施担当	総合調整部本部班
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、本市のみでは対応が不十分となる場合に、災害対策基本法に基づき他市町村、県、防災関係機関、自衛隊等に 応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期する。 ・ 市は、「和歌山県下消防広域相互応援協定書」（平成8年3月）に基づく消防の相互応援や、「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互 援対策要綱に基づく協定書」（平成8年2月）に基づく応急給水、応急復旧等、県内市町村間の相互応援に努める。

県・近隣市町村及び指定地方行政機関への応援協力要請計画は、本計画によるが、消防組織法第21条の規定に基づく消防の相互応援協力については、協定事項による。

1. 法律に基づく応援協力の要請系統



要請等の内容		要請等の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第67条第1項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
④	応急措置の応援または応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項
⑤	災害応急対策または災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第30条第1項
⑥	災害応急対策または災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第30条第2項
⑦	災害応急対策または災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第29条第1項
⑧	災害応急対策または災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
⑨	応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請	応急対策職員派遣制度に関する要綱
⑩	消防相互応援協定に基づく応援要請	消防組織法第39条
⑪	緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第44条第1項
⑫	自衛隊の派遣要請	災害対策基本法第68条第2項の1
⑬	自衛隊の派遣要請（県に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害対策基本法第68条第2項の2



2. 応援要請の決定

応援要請を求めるときは、次に掲げる場合において災害対策本部会議の決定に基づき、総合調整部が行う。

- ア. 災害の発生箇所が他の市町村に隣接し、応援を受けて緊急に応急措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができると判断されるとき。
- イ. 市域内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ災害者の救助等に著しい支障をきたすおそれがあるとき。

なお、災害の発生により、市及び県が、その全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、平成25年6月修正災害対策基本法第78条の2に基づき、国（指定行政機関の長または指定地方行政機関の長）は、市に代わって、実施すべき応急措置の全部または一部を実施しなければならないこととされた。

3. 応援要請の方法

応援を要するときには、以下の事項を記載した文書による。

ただし、緊急を必要とする場合で文書によることができないときは、電信又は電話により行う。

この場合においては、事後速やかに文書を提出する。

- ア. 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ. 応援を必要とする期間
- ウ. 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ. 応援を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容
- カ. その他必要事項

4. 受け入れ体制

応援要請により派遣された要員の指揮連絡、車両・資機材置場、宿舎のための拠点として適宜、公共施設等を提供する。

また、ボランティアについても、必要に応じ活動拠点の提供を行う。

5. 費用の負担

応援要請を行った場合の費用は、災害対策基本法第92条の規定により、原則として応援を要請した市が負担する。

6. 応援要員の確保

他市町村から応援要請を受けた場合、直ちに要員を派遣する。
ただし、要員が長期に及ぶ場合、交代要員を確保し適宜交代を行う。

第2節 緊急消防援助隊応援要請計画

実施担当	消防部総務班、総合調整部本部班
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水火災等の大規模な災害が発生し、市及び県内の消防力では対応できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、県知事に対し、緊急消防援助隊の応援を要請する。 ・ 詳細については、「緊急消防援助隊運用要綱（消防庁通知）」及び「和歌山県緊急消防援助隊受援計画」による。

1. 応援要請基準

- ア. 被害の状況から、市及び県内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したとき。
- イ. 毒性物質、放射性物質等の発散など特殊な災害に対処するため特別の必要があると判断したとき。
- ウ. 人命救助、緊急輸送等のため航空部隊の応援が必要と判断したとき。

2. 応援要請の手続き

- ア. 応援要請は、市長が、和歌山県和歌山県緊急消防援助隊受援計画の運用要綱別記様式1-2（緊急消防援助隊応援要請連絡）により、県知事に行く。
- ただし、通信の途絶等により知事へ要請ができない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。
- また、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

■要請先

和歌山県知事 (防災企画課防災対策室)	TEL : 073-441-2262、 FAX : 073-422-7652 県防災電話 : 300-404、 FAX : 300-498、 499
消防庁長官 (総務省消防庁応急対策室)	TEL : 03-5253-7527、 FAX : 03-5253-7553 ◆地域衛星通信ネットワーク（県防災電話） 電話 : 7-048-500-90-49013 FAX : 7-048-500-49033 (夜間・休日) 電話 : 7-048-500-90-49102 FAX : 7-048-500-49036

イ. 応援要請は、以下の事項を明らかにして行う。

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害の種別・状況
- (ウ) 人的・物的被害の状況
- (エ) 応援要請日時
- (オ) 必要応援部隊（部隊種別及び部隊数）
- (カ) その他の情報（必要資機材数、装備等）

ウ. 市長は、県知事に対する緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告する。

- (ア) 被害状況
- (イ) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (ウ) 緊急消防援助隊の任務
- (エ) その他必要な事項

第3節 広域一時滞在对策に係る応援協力

実施担当	総合調整部総務班
------	----------

市長は、大規模広域災害で被災住民の居住場所を市内に確保できず、県内の他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県知事に報告する。

また、相互応援協定等の締結先市町村や県内の他市町村長に対して、受け入れを希望する被災住民の人数その他必要な事項を示して協議を行う。

市長は、県知事から、県内外の他市町村の被災住民の受け入れを指示された場合、あるいは県内の他市町村長から被災者の受け入れについて協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、受入体制を整備する。

また、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備及び生活支援に努める。

第20章 財政計画

実施担当	総合調整部本部班
計画方針	・災害時における財政の措置については、この計画による。

1. 災害対策基金計画

災害対策基本法第101条の規程により、広く災害対策に要する臨時的経費に充てるため別に法令で定めるところにより、災害対策基金を積立てなければならないものとされている。

したがって、本市としてもこの法律の趣旨に従い財政調整基金を設置し、この基金を充当することにより運用する。

2. 財政措置計画

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て災害の予防、応急対策及び復旧についての各部門にわたる地域防災計画を作成して、その実施を推進する責任を有する。

したがって、市としては、鋭意この計画の実施を推進するために可能な限り財政措置を行う。

(1) 予 防

ア. 災害時には、衣料・生活必需品等の救助物資を直ちに支給できるように財政措置を講じる。

イ. 災害による応急復旧工事に必要な水防等の復旧資材は、今後における不測の災害に備え資材を備蓄するための必要な財政措置に努める。

ウ. 災害により公共土木施設等に及ぼす被害の軽減を図るための補修及び改良については、この計画に基づく予防措置の徹底を期するため、可能な限りの財政措置に努める。

エ. その他防災訓練及び防災知識普及等に要する経費については、できる限り当初予算に計上することに努めるものとするが、必要に応じてそのつど補正予算又は予備費の充用等により財政措置を行う。

(2) 応急対策

災害が発生した場合における被災者の救助等の応急対策に要する必要経費については、災害発生の予測ができないこと、また、発生してもその規模が予測できないため

当初予算におけるその見込額の算出は困難である。

そのため、災害発生のつどその状況に応じて必要な経費を予備費の充用等により、暫定的な措置を行うとともに、早期にその必要経費を算定して次の定例市議会に補正予算を提案して財政措置を行うものとするが、緊急を必要とする場合は、そのつど臨時市議会を招集あるいは専決処分により財政措置を行う。

(3) 復旧

災害により被害を受けた諸施設の復旧方法は、原則として原形復旧とするが、以後の災害に対処する必要がある場合は改良復旧を行うものとし、その財政措置は、次により行う。

ア. 各施設の被害状況及び重要度等を考慮してそれぞれの復旧計画を立て、その方法を決定する。

イ. 国庫補助金・県補助金及び起債の対象とする事業については、各部門でそれぞれの承認申請を行う。

ウ. 補助金・起債等の対象となる事業で、その特定財源が決定するまで工事の施工を見合わせることのできるものは、その特定財源の決定後に財政措置を行うものとするが、事業によって緊急に復旧を必要とする場合は関係機関と協議して承認可能な範囲内において財政措置を行う。

エ. 補助金・起債等の対象とならないいわゆる市単独で施工する事業については、特にその復旧方法等を十分に検討して合理的な復旧計画を立てて財政措置を行う。

オ. その他国・県の各種災害復旧のための融資制度の活用を推進し、民生の安定を図る。

カ. 以上の方法により財政措置を行うものとするが、その予算措置については、応急対策の必要経費と同様に原則としては次期の定例市議会に提案することとするが、必要に応じそのつど臨時市議会を招集あるいは専決処分により財政措置を行う。

第21章 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

実施担当	総合調整部本部班
------	----------

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。(平成25年6月改正災害対策基本法)

内閣総理大臣により有田市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし
1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2） 政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（建築物の工事施工に関する消防長または消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。
2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3） 政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。
3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。
4. 廃棄物処理の特例（第86条の5） 環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第3編 災害予防計画—目次—

第1章	情報計画	1
第1節	気象情報等の伝達計画	1
第2節	被害情報等の収集計画	8
第3節	災害通信計画	12
第4節	災害広報計画	14
第2章	消防計画	17
第3章	水防計画	18
第4章	罹災者救助保護計画	20
第1節	災害救助法の適用計画	20
第2節	避難計画	23
第3節	食糧供給計画	32
第4節	給水計画	36
第5節	物資供給計画	40
第6節	住宅対策計画	44
第7節	医療助産計画	52
第8節	救出計画	56
第9節	障害物除去計画	58
第10節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画	60
第11節	捜索及び遺体収容等の計画	61
第12節	災害義援金品配分計画	65
第13節	罹災証明書発行計画	67
第14節	その他の罹災者保護計画	68
第5章	保健衛生計画	73
第1節	防疫計画	73
第2節	清掃計画	76
第3節	食品衛生計画	80
第4節	動物保護管理計画	81
第6章	公共土木施設等応急対策計画	78
第7章	農林水産関係災害応急対策計画	80
第1節	農林関係災害応急対策計画	80
第2節	水産関係災害応急対策計画	82
第8章	事故災害応急対策計画	84
第1節	海上災害応急対策計画	84
第2節	鉄道施設災害応急対策計画	91
第9章	在港船舶対策計画	92

第10章	林野火災応急対策計画	93
第11章	危険物等災害応急対策計画	96
第1節	危険物施設災害応急対策計画	96
第2節	火薬類災害応急対策計画	98
第3節	高圧ガス災害応急対策計画	99
第4節	毒物劇物災害応急対策計画	100
第5節	放射性物質事故応急対策計画	101
第6節	有害物質漏洩等応急対策計画	102
第12章	公共的施設災害応急対策計画	103
第1節	公衆電気通信施設災害応急対策計画	103
第2節	電力施設災害応急対策計画	108
第13章	文教対策計画	111
第1節	安全確保計画	111
第2節	応急教育	113
第3節	社会教育施設関係の計画	114
第4節	幼稚園・保育所の応急対策計画	115
第5節	学用品支給計画	116
第6節	文化財等災害対策計画	118
第14章	災害警備計画	119
第15章	災害対策要員計画	120
第1節	民間団体協力要請計画	120
第2節	労働力確保計画	122
第3節	ボランティアの受け入れ計画	124
第16章	交通輸送計画	125
第1節	道路交通の応急対策計画	125
第2節	船舶交通の応急対策計画	129
第3節	輸送計画	131
第17章	自衛隊派遣要請計画	133
第18章	県防災ヘリコプター要請計画	135
第19章	広域防災体制の計画	137
第1節	応援協力要請計画	137
第2節	緊急消防援助隊応援要請計画	141
第3節	広域一時滞在对策に係る応援協力	143
第20章	財政計画	144
第21章	災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	146